

平成 28 年第 1 回西郷村議会定例会  
議事日程（2号）

平成 28 年 3 月 10 日（木曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 7番 藤田 節夫 君 (P 19 ~ P 39)

No. 2 12番 後藤 功君 (P 40 ~ P 53)

No. 3 11番 上田 秀人 君 (P 54 ~ P 77)

・出席議員（16名）

1番 松田 隆志君	2番 高橋 廣志君	3番 真船 正康君
4番 鈴木 勝久君	5番 佐藤 厚潮君	6番 南館 かつえ君
7番 藤田 節夫君	8番 金田 裕二君	9番 秋山 和男君
10番 矢吹 利夫君	11番 上田 秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤 富男君	14番 大石 雪雄君	15番 真船 正晃君
16番 白岩 征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 佐藤 正博君	副村長 大倉 修君
教育長 鈴木 且雪君	会計管理者兼 会計室長 芳賀 盛男君
参事務課長 山崎 昇君	参税務課長 金田 昭二君
参事務課長 兼 住民生活課長 相川 博君	参放射能対策 課長 藤田 雄二君
福祉課長 中山 隆男君	健康推進課長 長谷川 洋之君
商工観光課長 伊藤 秀雄君	農政課長 東宮 清章君
建設課長 鈴木 宏司君	企画財政課長 田中 茂勝君
上下水道課長 補佐 和知 正道君	学校教育課長 高野 敏正君
生涯学習課長 鈴木 茂和君	農業委員会 事務局長 近藤 伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 藤田 哲夫	次長 議事係長兼 監査委員書記 黒須 賢博
庶務係長 相川 佐江子	

## ◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（白岩征治君） 本日の会議には、村長、副村長、教育長、各担当課長及び上下水道課長補佐が出席いたしております。

## ◎一般質問

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第1、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

### ◇7番 藤田節夫君

1. 子育て支援事業について
2. 除雪対策について
3. 健康推進事業について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。7番藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子育て支援事業についてお伺いいたします。

子育て支援事業の1点目として、子どもの貧困対策について質問をいたします。

厚労省が公表した平成25年国民生活基準調査によると、日本の子どもの貧困率は16.3%で、6人に1人が貧困状態という、過去最悪になっていることがわかりました。また、子どもがいる現役世代の貧困率は15.1%、そのうちひとり親世帯では54.6%と極めて高く、OECD加盟国34か国中25位という、非常に深刻な問題となっております。

このような状況を受け、2014年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が議員立法され、成立されました。また、昨年8月には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。大綱には、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。」となっております。

この法律の第4条に地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」となっております。

村は、この法律の内容をどのように認識をしているのか、また、地方自治体として責務を問われておりますが、村としてどのように捉えているのか、まず伺います。

○議長（白岩征治君） 答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、ただいまの一般質問についてお答えします。

議員ご質問されたように、平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度がスタートしております。その中の自治体の自立支援計画というふうなおただしだったかと思うんですが、厚生労働省からの通達のほうで、その支援計画につきましては都道府県の策定の努力義務ということで位置づけられているかと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。

○7番（藤田節夫君） 都道府県の義務というだけですけれども、各、一番貧困の子どもに対して接している部分は地方自治体であり、私たちに課せられていると思いますけれども、そういう部分では何もやらないというか。

この大綱の中にも書いてありますけれども、都道府県では当然、直接接するわけではないわけでありまして、そういう意味では、地方自治体でやっぱりこういった計画を持ってやるべきだと思いますけれども、再度質問いたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 藤田議員の一般質問にお答えします。

おたどしのとおり、この16%、6人に1人ということが新聞、テレビで報道されました。やはり、なかなかわからんということで、どういうことでそれを見つけて、そしてどう対応していくのかということは、2番目に言われた世代間の連鎖がないよういうことと同時に、非常に大きな問題です。生まれ落ちて、一人の人生として過ごしていくためには、やはり子どもの時代の育てられ方といいますか、周辺のバックアップがなければ子どもは成長できませんので、これをどのように構築していくかということになります。

そもそも人は、人に何かをしてもらうということよりも、まず生まれ落ちてから親になって子を育てるという、本能に基づいたそういう部分があるわけですが、しかし、なかなか世の中はそう簡単にはうまくいかせてくれない。あるいは病気だったり、あるいは交通事故だったり、あるいはあるいは、いろんなリスクがあつて、なかなか思うようにいかない世代がある。それが親というところを直撃して、子どもに連鎖を及ぼす、一番大きな問題であります。

なかなかこのチェックできないといったことは、もちろん親が赤信号を出したときに、どう行政が対応するかということと同時に、それはこの周辺、あるいは親族、あるいは兄弟、あるいは周辺の人々がそれを見て、そして温かい手を、助ける。この手を差し伸べる法律要件が、生活保護とかいろいろあるわけであります。しかし、それがあったにしても、なかなか生活保護に該当する、しない、ちょうど境目にあるその周辺はなかなか容易じゃないということもわかっています。そのときに何をもつてということがありますので、これは義務教育、あるいはこの周辺、あるいは生活実態をバックアップするいろいろなボランティア、その他の人々によって発見され、それは手厚い方向にいけるかどうかという方向づけをしようということであります。

なかなか成長期から今、安定期、あるいは下手すると下降になる、あるいは経済自体が下降局面に入ったりということもあるわけでありますので、この問題が急にといいますか、これまでもあったわけではありますが、ご指摘のように、その点がクローズアップされてきたというふうに思っているところであります。

したがって、我々は、国がもちろん動くと同時に、直接の当事者になるわけでありますので、これはあらゆる手段を講じて、そして貧困の連鎖、そういったものを断ち切る、あるいは子どもの夢が、あるいは人生がうまくいくようにやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村長の答弁では、こういった状況、大変厳しい状況であるということは村長も理解しているということではありますけれども、でも、実際には担当課長が申されたとおり、そういったことが何もやられていないのかなということを私は今思いました。

それで、せんだって、NHKで子どもの貧困対策問題を取り上げた番組がありましたが、まずは貧困の実態調査が、対策を進める上では最重要であると。調査で浮かび上がった課題の解決に向けて、自治体が対策を立て、国が財政面で後押しをしていくことが必要だと述べておりました。

村として、子どもの貧困について、これまでそういった調査を学校なり何なりでしたのかどうなのか。ちょっと担当課長の先ほどの答弁だと、これもどうかなと思うんですけども、やったかどうか、学教のほうでわかれば教えてください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田議員のおただしにお答えいたします。

学校として、子どもの貧困ということで焦点を当てた調査というようなものはしておりませんが、日常的に学校に、幼稚園も含めてですが、登校・登園してくる子どもたちの様子、服装、それからそういう状況を学校としては毎日丁寧に見ながら、子どもたちの生活実態などについて把握する。また、家庭訪問等を進めていますので、家庭訪問において家庭の状況、生活環境などを見て、その生活状況について把握していくということは日常的に行っておるところであります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校としては日常的に見ていると。そうはいっても、なかなかこれはわかりづらいと、子どもの外見を見てもわからないというようなことが言われております。

せんだって、私、ある村民の方から聞いたんですけれども、いきなり子どもが飛び込んでき、2日間ご飯を食べていないんだと、何か食べさせてほしいと、そういった状況も実は聞いております。だから、多分、学校で日常的に見ているといっても、先生方大変忙しい中で、本当に一人一人そういった目で見れるのかと。家庭訪問していると今、教育長おっしゃいましたけれども、家庭訪問で本当にそういったことが表面に出るかと、なかなか今は表面に出にくいというか、子どもを見てもわからない、

外見の服装を見てもわからないというのが現実なんじゃないのかなと思います。それで、最終的には事件・事故に至ってしまうというような結果が今、全国的に見ると、新聞やテレビ等でそういう事件・事故が多く発生しているのもこれは事実で、皆さんもご存じだと思います。

そういう中で、子どもの貧困について、またこれも新聞記事なんですけれども、今月の3月2日ですか、日本財団というのかな、そこで発表した内容ですけれども、貧困家庭の子どもの支援をせずに格差を放置した場合、社会がこうむる損失の都道府県別の数値を公表したことが記事に載っておりました。それによると、東京都が約4,000万円と最大で、福島県の損失は338億円と算出されておりました。また、日本財団では、「各地で子ども関連の予算を充実させ、貧困対策を急ぐべきだ」とも記されております。

貧困の子どもを放置しておくと、私も思いますけれども、貧困の連鎖反応を起こしてはいけないと。村長も先ほど言いましたけれども、結局、貧困の家庭の子どもは貧困にまた至っちゃうんですよね。上の学校に進学することもできないし、就職することもできないんです。なぜかというと、結局、学校終わって就職したとしても、都会に行って自分の好きな仕事をやろうという気持ちの子どもが、貧困であれば、卒業して4月から就職するとすると、もう我々こういう田舎にいる子どもたちは、まずアパートを探さなくちゃいけないですよね。都会に行って、アパート幾らすると思いますか、今、7万円から8万円かかります。そういう金が出てこないです。生活するお金にしたって、3月、4月と1か月働いて、5月に給料もらうんです。そういう場合、それだけの生活するお金がもうないと、じゃあ子どもたちはどうするかと。母親がいる地元というか、そこでパートなり何なりを見つけて働くと、貧困から抜け出せないんですよね。

そういうことを皆さん認識して、先ほど村長からもありましたけれども、やっぱりそういう意味で、学校も、我々もそうですけれども、みんなそういう目で子どもを、村の子どもを見ていかないと、本当に最後には大変な事態になってしまふということがありますので、ぜひ皆さんで協力しながら、そういう温かい目で子どもたちを見て、育てていってもらいたいなど私は思っております。

それで、スクールソーシャルワーカー、これも大いに役に立つ制度ですけれども、このスクールソーシャルワーカー、今、西郷村の実態というか、配置しているのかどうなのかも含めてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは現在、村では、県の予算による配置で1名をいただいておりますが、週2日勤務で来ていただいている状況です。2日来ていただく中でフルに活動していただいておりまして、学校での校長先生や関連する先生方との情報交換、また、直接児童生徒との相談、さらには家庭訪問をして、その家庭で保護者との情報共有や対応を行っております。その他、スクールソーシャルワーカーの一番の

利点は、直接学校の教職員が、忙しさもありますし、なかなか関係機関と直接やりとりをしたり、そういうことができない中で、ソーシャルワーカーの方が例えれば児童福祉施設だったり、そのほか保護者——今、貧困というのがありましたが、なかなか母子家庭などで母親の仕事が思うようにいかない場合の仕事面でのあっせんといいますか、相談とか、そういう関係機関との連携などを図って、子どもの生活環境の改善などにも大変対応していただいているところであります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 県の予算で1名、週2回来ていただいているということですけれども、私はこの週2回ではですね、西郷村は小学校が5校、中学校が3校あるわけで、そういう意味ではとてもとても手が回らないし、気配りがいかないと。学校にそういう子どもがもし見受けられることがあって、本当にその週2回でこの人がどれだけの対応できるのかと。

今、教育長が申されたように、家庭訪問なり、保護者の対応なり、お話し合いなり、ましてやひとり親家庭なり、貧困家庭によると、なかなか家にはいないと。仕事も朝から晩まで、当然、子どもはほったらかしになるというような状況の中で、ちょっと少ないのかなと私は思うんですけれども、できれば村独自でこういった予算もつけていただき、本当に親身に相談になってくれる、そういうスクールソーシャルワーカーを配置していただきたいと私は思います。

当然ご存じだと思いますけれども、スクールソーシャルワーカーの任務というか仕事内容は、不登校やいじめ、虐待、発達上の問題を抱える子どもに寄り添う存在ですと、子どもの貧困状態を把握するには重要な役割を持っております。

そういう意味で、じゃあ、そうですね、もう昨年度ですか、学校の図書司書おりますね。それは今現在、西郷村ではどういう配置になっているんですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

学校の図書館司書ということにつきましては、西郷村はずっと以前から1名の司書さんをお願いしております、1か月ごととか、そういう周期を決めまして、各学校のほうに勤務していただいております。そのほかに、学校には、学級数が多い学校においては司書教諭というのを配置する、校長のほうで一般の先生の中で司書教諭の資格を持つ先生に司書教諭の命課をして、学校図書館の充実に当たらせてていることがあります。毎日行っているわけではないんですが、村採用の図書館の司書さんは大変学校にとってはありがたい存在で、有効に活用させていただいているところです。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 1名ということですけれども、たしか平成26年度は緊急雇用対策で学校司書を置いたのかなと今、記憶しておりますけれども、そのときには3名ほどいたんですよね。この図書司書をやっておる方々が図書室について、いろいろ本の整

理もすると思うんですけども、子どもたちが学校の図書室に来て、相談の相手になつたり、大変そういった子どもたちにはありがたい存在、何でも話せる存在。だから、そういう意味では、この図書司書をぜひ西郷村は配置していただきたいと。

隣の白河町では、全学校に図書司書を配置すると。多分、ちょっと私記憶ないんですけども、3か所か4か所ぐらいにはもう、学校には専属の図書司書を置いて、今の市長は最終的には全学校に図書司書を配置したいというようなことも記事に載っていましたので、ぜひ西郷村としても独自のね。1日詰めるとか、1週間全て詰めることではなくて、週に3回とかそういったことで、ぜひ図書司書、スクールソーシャルワーカーが無理であれば、図書司書だけでも置いていただいて、そういう子どもに接する機会、やっぱりそういう逃げ場というのかな、子どもたち。そういう人を配置していただきたいんですけども、これは村長なのか、教育長なのか、お答えを願います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

藤田議員さんおっしゃるように、学校の図書館に常時司書がいるということは、大変学校にとってはいいことですし、今ありました、子どもたちも気軽に話せる存在であるということもお聞きしましたが、学校では、子どもたちにとって非常に話し相手といいますか、相談相手として重要な立場にあるのは養護教諭であると私は思います。

ただ、学校はいろいろな人的配置がなさればなされるほどありがたいわけですが、今回、学校においてはやっぱり今、人的配置としては何が一番優先的に置くべきかということをいろいろ——財政面もありますので——考慮した中では、学校支援員ということで人数をちょっと多くいただきたいということで今お願いしているところですが、おだだしのように、図書館教育の充実以外にもいろいろな面で活動していただけることもありますので、今後、いろいろなところで相談をしながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校支援員は、全学校に配置されているということで理解をしておりますけれども、それはそれとして、これは学校支援の役目とはまた別だと私は思いますので、ぜひ、そういう意味ではスクールソーシャルワーカー、さらには学校図書司書、こういったことを本当に配置していただいて、貧困と言われる子ども、6人に1人が貧困と言われて、西郷村にはいないというわけじゃ絶対ないわけですから、そういう意味では、そういう目で見ていただきたいなど。

貧困の支援法も政府としてできておりますので、ぜひ、村としてもそれに準じて対策なり、そういう対策協議会なりをつくっていただいてほしいと思います。

先ほど、私「白河町」と申しましたが、「白河市」の間違いでした。訂正させていただきたいと思います。

今、ソーシャルワーカーなり学校司書の関係を申しましたけれども、執行するのは

あくまでも村長なので、最後に村長の意見を聞いて、次の質問にいきたいと思いますけれども、村長、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　貧困であるということをどうキャッチアップといいますか、していくかということと、みずからが貧困であっても、それをものともしないで、そして次のステップにいけるような、そういう雰囲気をつくるというふうになりますと、先ほどテレビの話がありました。私もあるテレビ見ております。やはり、兆しがあるだろうと、本音をしゃべってみたいという話ししていましたが、あのときはゲーム機を欲しいと言っていました。やはり、どこまで親が頑張っても、買って、これは親に苦労をかけるだけだといった場合、子どもは言い出さない、そういう心の葛藤の中で、何がその兆しだろうといったら、ゲーム機が欲しいんだと言っていました。では、そういうものでは、環境というか、設備の整備の中において、うまく人に知られないようにということはできないかと、そういう議論もあります。

親ももちろん頑張って子どもを育てると思うですが、なかなか思うようにいかない場合は、やはり子どもだって親の苦労を見ていますので、これを隠そうとして、自分でこれを解決しようとする努力があります。子どもができない、なし得ない努力という部分がありますので、多分この部分が、ご指摘のバックアップの見えないところを見るようにするかということだろうという、結論めいた話もあったわけあります。

やはり、そうしますと、本音トークができる、心のよりどころになる人、もちろん担任の先生が一番と思います。同時に、やはりそれを取り巻く環境ということもありますので、先生ばかりじゃなくて、地域も、あるいは友達も、あるいは近所の皆様方も、地域としてコミュニティーがそういったことを育てるといったことが、大きく言うと、今の貧困対策というか、そういうふうになるのかなというふうに思っておるところでございますので、ご指摘のとおり、よく考えて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君）　7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君）　時間の関係上、次の質問に移らさせていただきます。

次に、子育て支援の2つ目として、学校給食費の無料化について伺います。

給食費の無料化につきましては、これまで何度も一般質問を行ってきました。昨年の第3回定例会議会での私の質問に対して、前教育長の答弁で、「第3子以降につきましては検討していきたい」との答弁をいただきしております。今年度の村長の所信表明で、第3子以降の子どもに対して全額補助することが表明され、多子世帯家庭につきましては、経済的負担が少し軽減されるのかと思います。

学校給食費の無料化や補助につきましては、子育て支援事業として多くの自治体で実施しております。子育てをする保護者の方から、学校給食費にかかる経済的負担がかなり重荷になっており、その軽減がどこの自治体でも喫緊の課題となっております。

また、格差と貧困が広がる中で、親の経済状況に左右されず、村の子どもたちが穩

やかに成長できるように、村として保障していくことが大切ではないでしょうか。

大田原市では平成24年10月から、全額補助による完全無料化が実施されています。学校の数が、小学校が20校で児童が約3,800名、中学校が9校で生徒数が約5,900名で、給食費に係る金額が小学生が月4,200円、中学生で4,900円、年間予算が3億2,792万4,000円となっております。市長は、「すべては、子どもたちの未来のために」を実現するための施策として実施をしたそうです。

村はこれまで、給食費の無料化について、学校給食法の11条があるため、いわゆる給食に係る経費の区分ですが、給食の実施に必要な施設設備費、運営に関する経費は設置者の負担とし、食材については保護者が負担するということで、給食費の助成については拒んできておりました。このことについて、まず教育長の考え方をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 給食費のおただしについてお答えいたします。

今、7番藤田議員さんのお話にもありましたが、これまでの学校給食費の無料化につきましては、学校給食法の11条の関係での答弁をさせていただいたところですが、給食費につきましては平成27年度では約9,500万円ほどの保護者の方々から負担をしていただいております。仮にこれを全て無料化する場合には、村としてはその約9,500万円、1億円ぐらいを補うようになるわけですが、本村においての行政サービスに対する村民のご理解を得た上で実施することが求められるものと考えております。

来年度につきましては、今お話があったとおり、多子世帯に対しての補助をいたしまして、中学校までの中に同時に3人以上在籍する児童生徒の第3子以降の給食費全額補助ということで、とりあえず一歩進めさせていただいたところですので、今後、いろいろな状況を勘案しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） とりあえず私が今聞いたのは、学校給食法11条について教育長の考え方をお伺いしたいということなんですかとも、よろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 学校給食をするのに当たっては、学校給食法がよりどころとなりますので、これまで教育委員会としてご説明させていただいたとおり、やはりそれは基本としていかなければならぬと思っていますが、今般、いろいろな面での子育て支援ということが取り上げられておりますので、そのような中の給食費無料化も1つの施策として、この11条ということが基本ではありますが、やはりそのことにつきましても検討を進めていく、その中で来年度につきまして、第3子以降の無料化に向けた補助ということに一歩進めさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 学校給食法については、大田原市で文科省に問い合わせたところ、あくまでも学校給食法11条については、保護者負担になっているが、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされていて、保護者の負担軽減を禁止するものではないということの返答を得まして、それで実施に移ったということです。

今回、西郷村でも第3子以降につきましては無料ということであるならば、こういった学校給食法、今言わされたように、文科省で言わされたようなことで、これは当てはまらないのではないかと、無料化することに対してね。と思うんですけども、もう一度その辺お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

実際、来年度からの第3子以降の無料化に向けた給食費の全額補助ということで進めさせていただきますので、今、議員さんのお話にあったように、これまで第11条ということを基本に置いた学校給食の運営をしてきましたが、補助について進めさせていただくということですので、そういう意味では、基本に置きますが、状況に応じた対応をしていくということになるのだと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 第3子以降について無料とするということですけれども、現在、村ではこの対象者というか、子どもさんはどのくらい人数がいて、予算的にどのぐらいかかるのか、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

来年度に関しての試算ですが、対象となる児童の数は90名程度と考えております。年間約5,000円の1人当たりの給食費がありますので、予算としましては450万円ということで考えております。

失礼しました。今のちょっと訂正させていただきます。給食費ですが、年間1人「5,000円」と申しましたが、「5万円」でございます。90人として450万円ということです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 第3子以降ということですけれども、これは第1子が何歳まで第3子以降が適用するのか、お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

今回想定しておりますのは、先ほどちょっと答弁させていただいたんですが、中学校にいる兄弟、つまり中学生、小学生で同時に第3子、いわゆる3人兄弟以上いるということでありまして、そのところは第3子ということでは、年齢制限というか、中学校に在籍している兄弟の数での第3子以降ということで考えております。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） いまいちわからないんですけれども、中学校に在籍、子どもさんが中学生1人、小学生1人、幼稚園1人とかはだめなんですか。その辺もう少し詳しくお聞かせください。
- 議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。
- 教育長（鈴木且雪君） ちょっと説明の仕方が悪くて申しわけありませんが、つまり、例えば中学校に2人兄弟がいて、小学校に1人でそれが3子目です。その3子目からの補助ということになります。つまり、小中学校に在籍している兄弟で3人以上いるという条件で、90名という試算をしております。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 小中学校に在籍の3番目の子どもが無料になるということですけれども、幼稚園は入らないんですか。幼稚園も一応学校関係に入ると思うんですけれども、幼稚園も給食費ありますよね。それはいかがでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。
- 教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。
- 幼稚園の子どもに関しては、村立幼稚園では給食提供していますが、幼稚園といいますと、いわゆる私立に行っている子どもさんもおりまして、全体を給食費の第3子以降の補助対象とすることがちょっとできないものですから、義務教育内での多子世帯への補助といいますか、支援として考えているところです。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） もう少し範囲を広げていただきたいなと思いますけれども、ある自治体では、結局、中学卒業で終わる人は少ないとと思うので、その後、高校、大学と行く家庭もあるので、そういった意味では、22歳以下の就学というか、学校に行っている世帯については、第3子は中学校までですけれども無料にするという自治体もあるんですよね。
- また、私立なり、ほかの白河市なり西郷から通っている子どもたちもいると思うんです。そういう意味では、そういう子どもに対してはどういう対処するのか、もう少し範囲を広げていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。
- 議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。
- 教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。
- 子育て支援策としての学校給食の補助なもんですから、まず幼稚園等の幼児に対しては、給食が実施されていない部分もありますので、いわゆる公平に全てに対する支援が行えないこともあります。またあと、いわゆる財政的な面もありますが、来年度に関しましては、中学校、小学校に在籍している第3子以降、多子世帯への支援と考えております。高校、大学にも兄弟がいるというお子さんも当然いるんですが、そこまでちょっと人数の把握もなかなか難しい面もありますし、今回につきましては子育て支援、その一つの施策としての給食費の補助ということでの第一歩といいますか、とりあえずそういうことでの施策として対応させていただくということでご理解

いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今回は第一歩ということですけれども、白河市などへ通っている子どもたちにも確認していただきたいなと思います。

さらに、多分、教育長もご存じだと思いますけれども、県内でもこの県南地方では既にもう、全額無料化にはなっておりませんけれども、矢祭町や石川町、浅川町、平田村などでは半額負担、5割負担を既にもう実施しておりますし、来年度から実施するという自治体も見えてきておりますので、ぜひ村としても、予算のことがあると言われますけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、大田原市では3億円、4億円の金をこういった子どもたちに予算をつけているという自治体も当然、近いところで大田原ですが、全国的にはたくさんあるんですけども、西郷村もやっぱりそういった意味で、子育て支援の一環としてぜひ拡充していっていただきたいなと思います。

村長の所信表明にもありましたけれども、西郷で出会い、安心して産み育てる村づくりをしていきたいということが語られていたので、もう一步踏み込んで、そういうふた意味では子育て支援をしていただきたいと思います。

それでは、最後に、第3子以降の給食費の対応というか、現物支給か償還支給になるとは思うんですけども、ぜひ現物支給として取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 支援の仕方だと思うんですが、教育委員会といたしましては、やはり給食費を一度納めていただきまして、それに関する償還、補助といいますか、申請に基づいて補助していくという形をとる予定でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それでは、今まで、貧困対策とか、今、私もここである申し上げましたように、毎月の出費が大変なわけです、親としては。これどこでも今、償還払いというのは、医療費もそうですけれども、窓口の無料化というか、現物支給というか、そういうふた意味では、ぜひこれも現物支給、今3月なので、4月から実施するとしても、4月、5月はそういう償還払いになるかもわかりませんけれども、それ以降はやっぱり現物支給としてやっていただかないとい、これせっかく村としてやっても、親とすれば気持ちは半減になっちゃうんですよね、結局毎月出るお金は一緒になっちゃうわけですから。その年で村として申請していただいて、それでお金が親のほうに入る、これではちょっと、私の気持ちとすれば、親の気持ちもそうですけれども、ぜひそういうふた意味では現物支給としてやっていただきたいと。ほかの自治体もみんなそういうふた形でやっておりますので、ぜひ考えていただきたいと思いますけれども、もう一度お答えを願います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

給食費の現物支給というお話だったんですが、実際、いわゆる第3子以降の子育て

支援に対する給食費の補助以外にも、議員さんご存じのように、いわゆる就学援助費ということで、経済的に苦しい世帯には給食費や、それから教材費などの援助しているところでございますので、そういう面で、一度はやはり給食費を納めていただく。でないと、ちょっと未納の問題もありまして、未納者に対しても補助するということも出てきますが、ただ、今おただしのように、他市町村の状況なども見ながら、支給の仕方については検討を加えていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 他市の実態を見て検討したいということなので、ぜひともこれは現物支給にしていただきたいと。未納問題とかそういう問題は関係ないわけですから、もう実際にわかるわけですから、多子世帯で3人以降の子どもが何人いるかというの。それはまた別問題なので、ぜひ現物支給としてやっていただきたいと。

今、ちょっと要保護、準要保護の就学援助も出ましたけれども、こういう子どもたちだって、本当は周りが無償化していただいて、それでみんながそういう同じ状態で給食をいただくことができれば、本当に気も楽だし、自分は給食費を払っていないという気持ちがわかれば、子どもとして大変つらいものが、給食を食べるにもつらいものがあるかなと私は思いますので、そういう意味では、今すぐとは言いませんけれども、こういったことも現物支給として、親の家計をやっぱり楽にしていただきたい、少しでも。そういうことを要請いたしまして、次にいきたいと思います。

次に、保育園・幼稚園の保育費の無料化についてお伺いいたします。

政府は平成28年度から、保育園・幼稚園の保育料を3人目の子どもに対し無料にすることを決めました。現在、村では、保育園の場合は、1人目が小学校入学前なら2人目の保育料が半額になり、3人目は無料となっております。しかしながら、1人目が小学校に入ると、2人目は全額負担になり、3人目が半額負担へと、負担増になる仕組みになっております。

今回の政府案では、1人目の年齢に関係なく、2人目の保育料を半額に、3人目は無料になります。幼稚園の保育料については、1人目が小学校3年になると、2人目、3人目の保育料が負担としてあります。来年度から3人目の保育料が無料になることが決まりました。しかしながら、今回の子育て支援策は所得制限があり、年収360万円以下の世帯で、全国でわずか約50万人の園児が対象となっていると聞いております。これでは、少子化や子育て支援にはほど遠い内容となっております。

村としても、この流れに沿って、村長の所信表明にもありましたが、第3子以降については無料にするということですが、この内容を簡単にお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、お答えします。

保育料の第3子の無料化ということで、子どもさんを産む中で3子目の壁というのが前から言われているところでございます。それで、国のほうとしましても、新しい施策としまして3子目無料化ということで今般、新年度からの実施を打ち出している

ところでございます。

それで、今申されました年収約360万円の制限ということを、国のはうでは網かけをしているんですが、村ではそこからまた一步踏み出して、360万円の網を撤廃しまして、対象者第3子目については無料化ということで実施したいというふうに考えております。その中身の第3子の考え方で、今、議員おっしゃられたように、今までですと、就学前で3人なんですが、新しい新年度からの数え方は、同一生計内での3人というふうなことで県のはうから通達が入っているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国のこの政策では、年収360万円以下ということなので、これは村としては年齢を取っ払うということですけれども、1人目の年齢は制限はあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

なかなか国のはうから正確な情報、まだ入っていないんですが、直近の国からの内報というふうな形で入っている制度の中身につきましては、同一生計内ということで示されております。その同一生計内でも、今いろいろな結婚のパターンがありますので、第1子が同一生計内でも二十歳、30歳、いろいろな形があろうかと思うんですが、その辺については、今のところ国から示されている要綱の中には入っておりません。今回来た、以前の内報ですと、年齢にかかわらずということが出でていたものですから、それから考えますと、同一生計内であれば年齢にかかわらずというふうなことで、今は私たちのはうではちょっと考えているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 年齢にかかわらないと、国の情報待ちというような話も今お伺いしましたけれども、村独自に年収の撤廃もやるので、村独自にやっぱりこういったことは決めるべきなんじゃないんですか、私はそう思うんですけども。だって、国の指示待ちで、国の政策どおりやったら年収って360万円ということになるわけでしょう。ところが、今回、村としては年収の制限を取っ払うということなのであれば、そういう細かい部分も、もう3月、来年度といったら4月、あと1か月ないわけですから、そういうことも細かく決めていかないと、こういう政策も進められないと思うんですけども、その辺はいかがなんですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えいたします。

それで、子どもさんの数の考え方なんですが、先ほど説明しましたとおり、同一生計内ということで、それらの年齢とか、そういうやつを取り払ったほうがいいんじゃないかというふうなご質問かと思います。

実質、今、国のはうの回答待ちということもあるんですが、今、結婚、いろいろ昔

と違って、自分の第1子の子どもが30歳だとか20代だとかあって……（不規則発言あり）ええ。ただ、考え方で、どうしても経済的な負担の軽減なもんですから、第1子が20代、30代で生計が成り立っているというふうなことでありますと、そういう方々までに助成ということはどうかなということもありますので、国の内容も踏まえまして検討していきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君の一般質問を許します。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今回の保育費の無料化について、第3子以降は無料にするということで、これはこれまでずっとと言われてきた、私もこの場で質問してきましたけれども、保育費の無料化についてはほど遠いものになっているのかなと思います。今回も国でこういった事案が出たので、政策が出たので、村もそれに沿ってやったということにすぎないのかなと私は思っております。本当に3人目以降の子どもたちは無料になるということですけれども、実際は、本当にこういった先ほどから申しています貧困の世帯が多くなってきており、やっぱり第1子目から無償化にするということが、本当の子育て支援になるのかなと思います。

これ、ちょっと外れてはいないかな。山梨県で、これは県としてですけれども、県予算で、来年度から第2子以降の子どもたちの保育料を全て無料にするということが出ておりります。これは、年収の制限も640万円ということで、約8割の世帯にこれが適用されるということになっております。県で第2子から無料となれば、その上乗せとして今度、各自治体が第1子から無料にしようということになっていくと思いますので、県の対応も、せっかく今、国で、ちょっとですけれどもこういった政策を出してきたのであれば、県でもそういった少子化対策、特に福島県はあの3・11の震災、さらには原発事故による関係で、相当な子どもたちが減っておりますし、人口も減少しております。

そういう意味では、ぜひ県に対して、こういった予算をつけるよう、やっぱり自治体として要請すべきだと思うんです。そういうことをぜひお願いしたい。

さらには、今、こういった保育料の無償化についても、新聞等で皆さんご存じのように、中島村とか塙町、泉崎村も来年度から無償化に踏み切るということになっているようなので、ぜひ、西郷村ももう一步進んで子育て支援、村の子どもたちは行政も含めてみんなで育っていくという立場から、この無償化に踏み切っていただきたいということをお願いして、時間の関係上、次の質間に移らせていただきます。

次に、質問事項の2つ目として、除雪対策についてお伺いいたします。

今年度は比較的暖かく、雪の降った日が少なかったのですが、2日ほど雪が降り、除雪をすることになったと記憶しております。まだ3月なので、これから降らないとは限りませんが、なかなか雪に対策として、どこも一緒でしうけれども、大変な出費、さらには労力が出るということになっております。村民の方からも、大雪になると除雪に対する要求がたくさん出てきております。除雪を担当する建設課や実際除雪をする方々は、大変な思いをしていることは私も承知をしております。

できれば、一遍に除雪をしたいというのが同じ気持ちでしうけれども、なかなかそうはいかない。機械にも限りがあるということで、現在、村で除雪作業に対する体制について、除雪機も含めて、小型除雪機も持っていると思いますので、そういう台数も含めてまずお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 7番藤田議員のご質問にお答えいたします。

除雪に対する体制及び機械等のご質問だと思います。

当村における村道の除雪体制でございますが、まず2行政区と18業者のほうと委託契約を結んでございます。積雪が5センチを超えて、さらに降雪が続くおそれがある場合につきまして、各委託業者のほうの判断で出動することとなってございます。また、建設課の職員におきましても、交通量が多い路線を重点的に除雪を行っております、吹きだまり等の駆除の対応も行ってございます。

村で保有しておる除雪機械でございますが、大型の除雪ドーザ関係が5台、小型除雪ドーザが2台、グレーダーが1台、ロータリー除雪機が1台、小型トラクターショベルが1台で、機械関係は10台でございます。それと、手押しのハンドガイド式の除雪機が、建設課保有が12台ございます。それと、学校関係が3台、健康推進課のほうで1台所有しております。

まずは、道路交通網の確保ということを視点としておりますので、村道の除雪を最優先に行っているところでございます。

次に、歩道関係の除雪でございますが、歩行の空間確保ということを目的としまして、歩道除雪隊の募集を行い、歩道の除雪を行っていただいているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 歩道除雪隊は今、何団体で、体制何名ということでやっているんでしょうか。また、この除雪隊は地域関係なく、申し出によって全て許可しているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

歩道除雪隊でございますが、今現在、13団体の登録がございます。総登録者の合計でございますが、123名でございます。登録の際に、除雪していただく範囲を提

示していただいておりますので、路線につきましてある程度提示していただいて、雪の量とかによりまして、その全てができるかどうかは、ちょっとその辺は除雪隊のほうにお任せしておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 歩道除雪隊ですけれども、村民の方々から要望があれば、増やしてこの機械を与える、対応するというか、そういったことでよろしいんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

今年度、12台ハンドガイド式の機械を所有してございます。先ほど申し上げましたように、13団体登録されておりまして、それはやはり行政区のほうででも、隣の行政区がやられている場合に私のほうでもやりたいという、そういった要望もございまして、私のほうではまた今年度、平成28年度でございますが、補正のほうで数台また購入の要求をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 範囲もある程度明確になっているということですけれども、この決められた範囲以外ありますよね、全てやるわけじゃないので、この団体はここからここまでという範囲があると思うんですけども、その範囲は確定的ということか、これ以上やっちゃいけない、そういったことはあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 趣旨自体が歩道の除雪ということで考えてございます。それあと、申し込みの段階である程度この範囲という形の明示をしていただいておりまして、路線の増減については特にその辺は、できる範囲でという形でお願いしております。それとあと、登録団体の際にも、路線がかぶらないような形では一応私のほうで、範囲を提示していただいた段階で、なるべく路線がかぶらないようにという形のお話はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 判断に任せる、ボランティアですか、作業員の判断に任せるということですけれども、あと行政でダブらないように、あるところはあって、ないところはないという形になっちゃうとあれなので、だけれども、これもボランティアというか、有償ボランティアなので、こっちからそこの部落でやってくれということも言えないとは思いますけれども、学校に今3台配置してあるということなんですけれども、学校での配置と利用はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 7番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

小型除雪機ですが、学校に3台配置しております。内訳としましては、小田倉小学

校、米小学校、川谷中学校に各 1 台を配備し、校地の除染を行っております。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○ 7 番（藤田節夫君） 小学校単位で配置されている。まだ小学校でも配置されていないところあるんですけども、これ各学校に 1 台配備するべきじゃないかなと思います。この 3 台で全ての学校を回すとなるとなかなかね、こっちの学校終わったからそっちの学校に持っていく、移動するということになると、時間帯のこともあるし、登校する時間なんかも重なっちゃうので、できれば学校に 1 台ずつ配置していただいて、そういう要求というか、予算を組んでいただいて、学校に置けば、誰かれとは言わないですけれども、ボランティアなり P T A の方、あるいは学校の先生なり、あれば必ずやると思うんですよね。

今回、私は西一中の登下校のあれを見てきましたけれども、もうひどい、事故が起きてても不思議じやない。あそこに雪が降っちゃうと、どうしても自転車も使えないし、車の台数が相当多くなるんですよね。それが帰る時間が一緒になると、もう熊倉地内の真ん中に走っている道路ですか、そこまで迎えの車が並んじゃって、もうその道も危険で通れないということが村民からも聞いておりますし、中に入っていけるはずなんですよ、西一中も大分整備して門の中が広いところもありますので。学校に 1 台そういう小型除雪機を置けば、そういうところも除雪できますので、ぜひ、手で除雪やるといつても、子どもたちにやらせろなんて言う方もいますけれども、手で除雪といつてもなかなか大変なので、ぜひこれは各学校に 1 台、最低 1 台は配置していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 失礼しました。先ほど「除雪」を「除染」という形でお話ししました。除雪でございます。すみません。

今現在、3 台の小型除雪機を運行しておりますが、中学校においては、生徒と教員が力を合わせて除雪を行っている事例もございます。今後については、学校と協議しながら、また、先ほど建設課のほうでもお話しました。平成 28 年度補正予算等も考慮しながら、学校と協議しながら要望してまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7 番藤田節夫君。

○ 7 番（藤田節夫君） ぜひ、各学校に 1 台配備していただきたいなと思います。

それでは、保育園とか幼稚園、今の父兄の送り迎えする部分は除雪、建設課のほうでやっていただいているらしいんですけども、職員のほうはやっていただけないと、それは大変だということもよくわかるんです、時間的にも。ただ、職員の方、今 1 時間以上前に行って、それで自分たちのところを除雪をして、それで今対応しているということなので、それから 1 日除雪をして、1 日働いて帰るというふうになると大変なので、ぜひその辺も考慮していただきたいなと思います。

さらに、時間がちょっとなくなってきたらしくちやったんですけども、除雪をしている運転手ですか作業員、そういう方からちょっとと言われたんですけども、下水のマンホールが当たって、非常に危険であると。ちょっと道路より上がっているマンホール

が見ると結構あるんですけども、それに下の何というんですか、排土板というんですか、あれが当たると、もう運転手も胸を打ったりするので、さらに作業時間というか、効率も悪いと思うんです。これがあるから危ないといって頭にあると、なかなかスムーズにいけない。それを何とか、工事というか、修正をしてもらいたいというか、周りの道路をちょっと上げるだけでいいと思うんですけども、そういうことも考慮していただきたいなど。

それと、縁石の関係も、結構、雪が解けると、縁石が壊れちゃっている、剥がれちゃっている、そういうところも見受けられて、毎年修繕することになっているので、そういうところも冬の間だけでも。今、川谷地区の289号沿いには高い立っていますけれども、あれじやなくとも、あの半分ぐらい、1メートルぐらいあればいいのかなと思うんですけども、そういう目印をすることによって、やっぱり除雪の本当に時間的にスムーズにいって、早くなるんじゃないかなと思いますので、その辺のことともお願いしておきたいなと思います。

あと、今回の公共施設ですか、村民体育館なり文化センターなり、コミュニティセンターも入るのかどうなのか、そういうところの除雪についてはどういうふうなことに現在なっているのか、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

公共施設につきましては、2年前のあの大雪でいろいろ検証いたしました。それで、どうしても公共施設につきましては、特別な事情がある場合につきましては、私どものほうで担当課の依頼によりまして除雪を行ってございます。コミュニティセンターと言われる公民館関係ですと、三十数か所ございますので、特別な事情があつて、担当課のほうから依頼があった場合、私のほうでも対応しております。全ての公共施設を除雪するのは、ちょっと私のほうでも時間的に無理な状況でございます。一度降雪されると、大体、4日から5日私のほうで道路除雪をやっているような状況がございまして、その4日間やっている間に大体雪が解けていくような状況にはなってございます。ただ、特別な事情、冠婚葬祭とか、何か各種大きな大会があるというような形の場合につきましては、担当課のほうとご相談させていただきながら、今後も除雪のほうは対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） そういう施設を利用する場合は、担当課から相談いただければやることですけれども、体育館等は毎日村民が利用している状況、さらには今回ちょっといろいろあったんですけども、バスケの大会があって、それで駐車場がもう全然除雪されていないと、担当課と役員の方たちは車で圧雪して、そこに塩カルをまいて、それで対応したという話を聞いていますので、そういう意味では、そういうところは道路が終わってからでいいと思うんですけども、ぜひ、そういうところはやっていただきたいと思います。当然、公共施設は災害時の避難所にもなります。

すので、ぜひ、大変でしょうけれども、そういったところも今後やっていただきたいと思います。

それと、先ほど出ました歩道除雪隊、各行政区に全部回っているわけじゃないんですけれども、持っている小型除雪機でそういった各コミュニティセンター、自分たちのコミュニティセンターと言っちゃおかしいですけれども、そういったところも除雪が可能なのか、そういうところもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

私どものほうで西郷村歩道除雪隊の実施要領の関係がございまして、今現在の要領でございますと、あくまでも歩道という形の明記をさせていただいております。各行政区に1台配置されれば一番本当は望ましいのでございますが、今現在はまだそこまで対応できていない状況でございます。

除雪につきましては、どうしても自助・公助という形のすみ分けがございますので、できればそういった地域の公民館関係の除雪とか近隣の歩道の部分をやっていただけるような体制ができるように、今後、担当課のほうとも協議してまいりたいと考えています。よろしくどうぞお願ひします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） いずれにいたしましても、この雪対策はどこも大変な思いでやっているのかなと思います。村民の理解をいただきながら、安全に効果的に進めていっていただきたいと思います。

それでは、次の質間に移りたいと思います。

質問事項の3つ目として、胃がんリスク検診の導入についてお伺いいたします。

現在、胃がんによる死者は、国内で年間約5万人にもなりますが、このほとんどがピロリ菌の除菌で3分の1に減らすことができると言われております。ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度を採血検査で判断することで胃がんのリスクを判定する新しい検査法、胃がんリスク検診が全国的に進められてきております。

県内でも大熊町、川俣町で本年度から導入されました。村としても、村民の命と健康を守る立場で胃がんリスク検診をするべきだと思いますが、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

胃がんリスク検診、通常ABC検診と呼ばれる検診が新しく加わってきたことは、議員おただしのとおりであります。近年、胃がんの最大のリスクがピロリ菌と呼ばれていますヘリコバクター・ピロリ菌の感染、それから先ほど議員がおっしゃられました胃粘膜の萎縮の有無を調べるペプシノーゲン法、それをあわせてそのリスクを見るのが胃がんリスク検診であります。

現在、村では、国の胃がん検診に関する指針に基づいて胃がん検診を実施しております。国の指針でございますけれども、今年になりまして2月に指針が出ております。胃がん検診と乳がん検診について出ているわけですが、そのうち胃がん検診につきま

してですが、検診方法は胃部エックス線検査または胃の内視鏡検査とする。それから、ペプシノーゲン検査及びヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査、先ほど申し上げました検査につきましては、死亡減少効果のエビデンス（根拠）ですけれども、それがまだ十分ではないため、引き続き検証を行っていく必要があるということで指針が出ております。

さらに、付け加えますと、対象年齢は50歳以上、ただし、当分の間、現在行っています40歳代の者に対しても胃部エックス線検査は実施しても差し支えない。それから、検診の間隔は2年に一度とすると、現在は1年に一度です。ただし、これも当分の間、エックス線検査に関しては1年に一度実施しても差し支えないというような指針でございます。

さらに、村の検診の状況につきましてご説明を申し上げます。

胃がん検診対象者数、平成27年度ですけれども、対象者数5,574名となっております。これは、国の基準がこうなっておりますので、ご了承願いたいと思いますが、それに対して受診者数が1,261名でございます。受診率は22.6%でございます。この受診率につきましては、最近、ここ二、三年は横ばいですけれども、10年前に比べますと減っているといいますか、下がっているというのが実情でございます。

この中で、特に村として問題としているのは、この1,261名の方のうち、平成27年度ですと114名の方、約9%の方が、失礼しました、精検を受けなさいと言われる方がいるんですが、1,261名ですので、精検率は9%の方が精検を受けなさいということになっております。そして、その114名のうち87名の方が精検を受けられました。残りの方、受けられていない方もいらっしゃるということでございます。精検の受診率は76.3%になります。こちらで平成27年度に関しましては、がんの発見数は2名の方がいらっしゃいましたということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 政府の出しているがん対策推進基本計画が、平成24年度から5年間にがん検診の受診率を50%にすることを目的に挙げられておりますけれども、そういう意味で、これはがん全体のことを言っているかどうか、私もちよつと調べていないんですけども、いずれにしても、検診率が22.6%ですか、そういう意味では大変低いことになって、これは西郷村だけではないとは思いますけれども、検診率が上がらない要因としては、やっぱり私たち受診者がですが、受けようという気持ちにならないことが1番に挙げられている。さらには、検査方法がバリウムによるエックス線検査に限定されているということなので、今までの検査方式ですか、これはほかの自治体でも約8割の自治体で使ってきていると。

ただ、来年度から、今言われた胃がんリスク検診が、これが検査でやってもいいというような国からのお墨付きもありますので、がんになる人の約90%ですか、99%はピロリ菌を保持している人の率がほとんどだというふうにも言われています

し、人に言わせると、我々もそうですけれども、なかなかバリウムを飲む人が少ないと、後の処理も大変だということもあります。さらには、バリウムを飲んで、大腸がんに穴があいて死者も出ているという事例もありますので、ぜひ村としても、採血することでピロリ菌がいるか、いないか、わかります。そういう意味では、これをやることによって経費も大分少なく済むということなので。

さらには、時間もないのちちょっとはちょっとちやいますけれども、がんの発見率も3倍から4倍に上がるということなので、受ける側としても、行政でやるほうにしましても、それといい方向というか、そういうことで全国的、さらには企業の検診などでも取り入れられておりまますので、ぜひ村としても検討していただきたいと思います。

検討課題として、ぜひ村で取り入れていっていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 答弁はいいですか。

○7番（藤田節夫君） 答弁はいいです。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、少しまだ時間がありますけれども、これより午後1時まで休憩したいと思います。

（午前1時51分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第2、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇12番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○12番（後藤 功君） 12番。午後の1番ということで質問したいと思います。

私の質問なんですが、村長の政治姿勢ということでございます。

毎回のようにこういったことで質問しているわけでありますが、今年度予算を見ますと、この項目に書いてありますとおり、特段、今年度予算は村長は主に何をやりたいのかと。毎年毎年の予算でありますから、全てがもう今までと全く変わった予算ということはあり得ないわけですが、その中にあっても、しかしいろんな、今年度は重点的にこういうことを主な重点事業としてやりたいとか、そういうことが私の目には見えてこないです。

村長も4期の半ばでありますが、今までいろいろなことで私は申し上げてまいりました。せっかく村長という志を持って、そしてその任に当たって、西郷村の福祉に尽くすんだと、そういう青写真、それなりのビジョンというか、そういうものを持っておられるはずなんですね。しかし、具体的に今まで取り立てて、私から申し上げますとですよ、大変ちょっと厳しい評価を下さざるを得ない。いろんな、今まで私は辛辣な言葉をもっていろいろ批評なり、あるいは提案なりしてきましたが、今年度予算も相も変わらずそういうことが踏襲されていて、非常に私は村民の福祉、そういう観点から申し上げて、残念だと。

具体的に、村長は所信表明の中でもいろいろ申しておられましたが、これとて、よく私も読んでみると、別段変わったことはないなと、今までの政治の姿勢の延長線上で述べておられた、これといったものではないと。私にとっては、今後この西郷村政に期待持てるのかというものがございません、残念ながら。それで、しかしながら、それを仕方がないとか、そういう諦めの気持ちでいれば、これは何ら問題はないんですが、しかし、そうは言っておれませんね。これは、やはり西郷村民の一つの命運がかかっておるわけです。

政治は、行政も、いろんな社会において常に変革をしなきゃない。革命といったらこれは大げさになりますから、しかしながら、絶えず変革をしていかなきや、世の中の進歩というのはあり得ないです。そういう観点から見れば、非常に私はこの行政組織、特に西郷村の行政組織は旧態依然だ、一体何をやっているだと。せっかくのこれだけの職員の皆さん、そういうものを擁しておきながら、何となく来ていると。多くはそんなに望みはしませんけれども、しかしながら、それにしてもちょっと停滞しているんじゃないかな、その辺を村長はどうのように今後、行政を展開していくかと、まずこの点を伺っておきます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

この施政方針をお聞きになってということで、厳しいご指摘ですね、そういうふうに思います。しかし、議論の中において、これまで後藤議員とはやりとりしてきましたが、いいご指摘の部分いっぱいありますので、よくお聞きして、私の行政の中に生

かしていきたいと、そう思っているところでございます。

最初に、今後のビジョン、あるいは方向を示せというお話でございました。冒頭いつも申し上げること重なって恐縮でございますが、私も村長選挙に出るときに、どういうふうにビジョンを持つんだと、わかりやすく言うと、スローガンを掲げました「活力と笑顔」であります。

そもそも町村会、町村長の責任というのはどういうところにあるんだろうと考えますと、やはり大正の初めごろに、江戸時代から町村制ができて、そしてあのころは何万もの村と町があった。それが昭和22年、戦後になって全国町村会が改組されて、国への提言団体になったといったときに、何を一番頭に置いたのかというふうであります、やはり地域住民のいい人生が運べるような、うまくいくような社会体制の構築であります。

西郷村も同じ考えでいきますと、やっぱり8つの村が明治22年に合併して、そして今の大西郷村192平方キロができたわけであります。大きく国立公園から田園地帯、そして新幹線まであって、いい状況にあるわけであります。

さて、では、今の西郷村の状況どうなのかと。一番わかりやすいのは、人口が伸びていることが誰しもわかります。人口はなぜ伸びるんだろうというのが1つのテーマであります。「活力と笑顔」というふうに端的に申し上げしてきたスローガンは、1つは全国町村会、あるいは町村長の責務であった地域住民がいい人生を送れるかどうかという基本的な考え方があります。

そうしますと、人生というのは親から生まれ落ちて、そして幼児教育から義務教育、それから高等教育に行くか、あるいは社会へ出て、そして世の中のためにになって、税金を納めて、世の中の仕組みを回す。同時に、それがご苦労さまでしたという年になって、それがまたみんなから尊敬されて、いい人生が送れるかという切り口から言っているわけであります。

そうしますと、それをなし得るのには、やはりこれまで議論を続けてきました。一番は経済力だらうと、雇用があって、そして生活の糧を得る、このための1次、2次、3次産業ということがある。同時に、これが満足してくれば、やはり次の世代の教育、あるいはいい人生のための健康長寿、あるいは生きがいを、そういうものが同時に解決されなければならないわけであります。

今般、そういったことを念頭に置きまして、3・11から5年経過したわけでございますので、ではどうかというと、除染もおかげさまで目に見えるようにきれいになつたと。同時に、我が西郷村は先取りをしたわけであります。仮置き場を早く大規模につくつて、同じ敷地内には置かない。これからいって、国・県との連携がうまくいったこともできました。

さて、では5年をたつて、福島県は今や再生になってくる、あるいは浜通りをどうするのかと、中間貯蔵もいっぱい問題はありますが、やはり除染といったものが一段落ついたというふうになりますと、そのエネルギーは少しもとに戻して、今言われたように停滞しているという話でございますので、やはりもとに立ち返って、そしてこ

こに冒頭、施政方針で申し上げましたように、やはり地方創生の何たるか、こういった切り口に入り込んでいきたいというふうに今回の施政方針で申し上げたわけでございます。

あまりかわりばえはしないということですが、やっぱり中央政府、市町村の予算というのは、義務的経費、人件費、公債費、扶助費がありますので、これは変わりません。これまで努力してきましたのは、公債費を減らしていくこと、同時に増えていく扶助費をどうしていくんだということを念頭に置いて、我々もやはり給与を削減したりということをやってきました。

さて、5年たった今、ではこの地方創生にどう切り込んでいくかという状況に入ったわけでございます。よって、一番、超国際的な問題になってきたという、日本が一番早い少子高齢化の少子の問題をどうするか。北欧あるいはフランスに学んだ第3子の問題、あるいは子育ての問題、そういうしたものについて、さらには生活できる豊かなむらづくりの雇用問題、あるいは6次化、農産物等々を申し上げたところでございます。

同時に、健康長寿の問題があって、甲子高原のこども運動広場とか高地トレーニング合宿とか、あるいは健康長寿のためのいろんな「からだの学校」をやりましょうというふうに申し上げてきたわけであります。まだまだこれは端緒であります。

同時に、わかりやすくというふうになりますと、やはり雪割橋の本体工事、今年から完工に着工する、そういったことがあつたりしますので、やはりこの変わらざるところについてはより手厚く、あるいは放射能の福島県のうち、西郷村にとってのそれ以降の問題についてのエネルギーの振り向け方について、やはり議員ご指摘のとおり、この村政の進展、あるいは全国からの恩返しへのための何がし得るか、防災拠点の構築、そういうことも含めて、平成28年度はスタートの年になるんじやないかというふうに、いみじくも申し上げたところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の再質問を許します。

○12番（後藤 功君） ただいま村長のお話を伺っていましたが、取り立てて、いろいろ羅列したそういう、わかるところはわかるんですが、これちょっとメモね、国際的に世界情勢を申し上げると、大変な時期にまた入ってきました。アベノミクスがいったいどうなんだと、もう失敗だったなんて言う人もいるし、いや、まだまだ大丈夫なんだと。

それから、アメリカも今、大統領選挙の予備選挙がたけなわだと。特朗普さんなんて非常に変わったというか、私も非常に興味があるんですが、しかしながら、そういったトランプ氏、あるいは本命のクリントンさんの対抗馬のサンダース、それをよくよくアメリカ世論が分析しますと、やはり行き詰った既成の政治家にはもう期待できないんだと。その反動としてやはり何かをやってくれるんじゃないかと、そういう期待感でアメリカの有権者はトランプさんなり、サンダースさんなりに投じていたと。私も非常に、確かにそうだなど、これはアメリカだけの問題じゃない、日本の政治においても私もそう思います。やはり、既成の今までの政治家のそういう考え方な

り、概念というのが、永田町と同じ政界に入ってしまったら、その在野においては峻峭な、非常に革新的なことを言っていても、いざその中に入っちゃうともう取り込まれて染まって、そして何らそういう変革の気概もない、そういうことになり下がっていると。

そういうことで、やはり大統領選を見れば、そういう既成の政治家ではもう飽き足らないんだと、何かやってほしいと、これもまた私が先ほど申し上げた変革をしたいということ、ここに行き着きます。

企業もそうです。あのセブン&アイの会長である鈴木敏文さんは常日ごろ、あれだけセブンイレブンが流通業において成功しているにもかかわらず、毎年その売り上げを伸ばす。しかし、その中にあっても常に変革だと、今成功していくても常に変革だと、そういう経営姿勢でやっているわけです。

かたや政治の世界、役所の世界はどうか、全然そういう気概もない、全く旧態依然だと。そして、住民のニーズなり、そういうものを果たして汲み上げているか、真剣に。そんなものを、ただ、この予算を見ても補助金の積み上げで、それは確かに必要でしょう。先ほど村長も言いました。これは必ず必要経費として、固定費というのはもちろん私もわかります。

しかしながら、その限られた予算の中にあっても、やはり時代のニーズ、いろいろ民間企業はこうで、こういったことに厳しい経営姿勢を示している、それは非常に行政との乖離があるんだと。そういうことを念頭に置いて経営なり、その村政というものをやってもらわないと困るわけです。私は非常にそういう民間的な——これは行政において一概にはね、これだけ経常利益を上げて大成功だとか言えないですけれども、しかしながら、それに準じたようなそういう経営哲学というものを持ってやってもらわないと困っちゃうわけです。ましてや、財源がもう限りある。

そして、この西郷村のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略の中にいろいろ書いてありますが、これは問題意識としては当然でしょう。しかし、具体的な、どういうふうにこの行政が大胆に改革していくのか、それは示しておりません。

あえて言うなら、こここの総合戦略の中で、いろいろ委員の方がいらっしゃる。しかし、この人たちも、何ら新しい人たちが名前を連ねているわけじゃないです。各界のそういう、いうなれば、村長とよしみのある人たちがほとんどでしょう、これ。本当にその人たちが、ここに書いてあることで答えを出したのか、それすらも私は疑がわれる。いいですよ、いい方向に行けば。しかし、そのぐらいのいわば類のことで、これから実際この政治の運営なり、そういうのができるのかと。

私はいいですよ。やはり、トップである村長がまずそういう意識に立ってもらえれば、私は、もう役人がどうのこうのじゃないんです。やはり、政治は、村長のビジョンなり、そういうリーダーシップが非常に私は大きいと思います。これは世の中いろんな、社長を1人かえただけでもがらっと変わるのがいっぱいありますから、だから、安倍総理がちょっとつまずけば、すぐ安倍やめろだからね。いや、これが世の中です。いや、もう少しやらせて様子見っぺなんて、そんな悠長なことは許されませんから、

これはみんな自分の人生におけるそういう生活がかかっていますから。

だから、私は個人の情緒的には、村長さんそんなあんまり責めたくはないけれども、しかし、やっぱり仕事そのものにおいては、これは厳しく指摘したり、批判したり、言わなきゃならないんです。その方向が間違えば、やっぱりそういうってずっと被害が及ぶと。私は、村長の姿勢はどういうふう、あんまりわからないですけれども、ボトムアップでやっているのか、トップダウンなのか、私は両方とも必要だと思います。トップダウンだけれども、やっぱりだめな面もある。あまりにも下に回したら、またこれもダメです、リーダーシップが発揮できないと。

そして今、安倍内閣も経済状況、いわゆるトリクルダウンだと。これはシャワー効果で、デパートの屋上からシャワーを浴びせて、全部下の階まで買い物客だと、そういう理論を出す。しかし、それとてやはりこれは問題があるんだと、それは実際なっていないんです。そして、今度はマイナス金利、これまた金がだぶついて、今度、銀行はどうするんだと。恐らく、また大変な時代になってくるんだと。

そういう経済状況の中で、西郷村の政治はどうなんだと。決して無縁ではないんです。だから、その辺が、いろんな危機感を持ってやってもらえないと大変だと。今は安閑として平穏に、別に日々の生活において特段困っている人はいないかもしれない。でも、いるでしょう、実際。

午前中の議員の質問の中にも、もう学校生徒が飯も食えないような状態だと、それもやはり一面では既にあるんです。そういうのがどんどん増えてくると、それに対してどういう手当てなり、次善の策として、世の中をおさめる人はどういうふうな心構えでやっていくのかと、その辺が私は非常に危機感が足りない。そして、この村政が今やっていることといえば、私の見方ですよ、これ。いわゆるそういう生産的に結びつく、次に生み出す経済的なものよりも、わからないですよ、村長は違うと言われるか、間違いと。

しかし、私が今目につくことは、要するに遊び事、スポーツがどうのこうのと目の敵にするわけじゃないんですが。しかし、いろんなそういうことで、そういう文化、スポーツは、いろんな何とか芸能とかいう部分、それも1つの世の中の一部だからいいんですが。しかし、あんまり、それだけで世の中が回るのかと。そういうことで、村長がいい村長だなんて思ってもらっては困るんです。それは、一部のマニアからは評価されます。私たちの文化活動なりスポーツに非常に力を入れてもらって、補助金をもらっているから、あの村長はいい人だと。私は、それはそれで認めますが、しかし、政治の運動として、これはメインじゃないですね。やはり、若い人に職場を与えたり、雇用の場を確保、そういうことに私は真剣になってもらいたいということで、一言で言えば。

その点、具体的にどういう手立てを、ここにいろいろ書いてありますが、実際に今までどういう手立てをとってきたのか。村長みずからどこそこの会社へ行って、ぜひ、我が西郷村にこういうインフラを整備をするからお願ひします。具体的に何があったか教えてください。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　前段はお答えしないことにしましょう。世界情勢に関係している、これは事実でありますので、これはそのとおり受け取りいたします。

さて、では、文化あるいは教育、あるいは改革等があって、それはそれでというお認めになっている。もちろん、その道に命をかけている人もいますので、それはそれでいいと思います。

では、その本論たる富の部分です。一番、議員の指摘はいつもそこですから。私の考えも同じです。やはり、経済力を手にしければ砂上の楼閣だらうと、こう思っています。よって、第1次・第2次・第3次産業、あるいは雇用、そして所得、これがうまく回らないと、多分だめだらうと思います。

では、何をやってきたのか。1次はもちろん、ここに書いてあります。2次のことがメインなのかと。もちろん、労働率といいますか、雇用関係は大きいし、あるいは売り上げ、大きい企業いっぱいありますので、そういうことになりますと、西郷には世界に冠たる会社があるわけであります。もちろん、具体的に今、社長さんとかトップの交渉してきたのかというお話でありますので、毎年やっております。

一番は、まず今考えておりますのは、放射能で疲弊しつつある西郷、福島県。浜通りは、イノベーション・コストをつくって、ロボットと言っています。その他につきましては、再生可能エネルギーと医工連携と、それからそういったものの組み合わせについてということで、もう表明しております。

我が西郷にも関連する産業はあります。そういうことと、やはり地元にもとからある知的集団、あるいは関係する企業との連携、そういうことがうまく回ってもらいたいと思っています。

それから、世界的に今、自動車関係でなかなか容易じやない一部の産業がありますので、そういうものの身がわりができないかとか、いろんなことを今提案したり、あるいは銀行系のそういう企業の懇談会、あるいは県でやっている企業立地の懇談会、そういうものを全部組み合わせて、うまく回る組み合わせということをやっているわけであります。

ただ、前段これ質問、前回もありましたが、名前を出せないからということまでありましたが、まだそこには至っていないのが残念であります。しかし、そういうこととの循環がなければ、今は漫然と時間だけ過ぎてしまって、なかなか前にいかんだろうというご指摘でございます。当然のこととしてそれは受け止めます。

やはり、1つは甲子にトンネルができて、会津の風が行き来するようになった。あるいはそれによって今、1年間80万台以上の車が行き来しておりますので、そういう連携も広がってきたりということもあります。

国際化ということと福島県のみということではもうはかれません。外国も参入したという、前にATカーニーの話もありましたが、そういう時代であります。やはり、連携と協調、そういうものと同時に、今あります企業立地補助金、既に一時期が過ぎたわけですが、まだ福島の原発被害がありますので、多少伸びるだらうとい

うこともあるわけであります。そういうたとことの連携、さらには大学との連携はどうなのかというふうに前に聞かれたこともあります。そういうことの連携もしなきやならんというふうに思って、そっちの方面については県あるいは国、あるいはその他の団体と協調しながらやっているのであります。

そのためにはというふうになりますと、議員、今お話しあったように、そういう人とうまくいっているのかということだと思います。私も社長さん方を訪問したりということもあつたり、呼ばれたりということもあって、そういう情報交換をして、西郷村の方向性といいますか、要望等についてもお願いしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長ね、いろいろやっているんだというお話をしました。そのやる、それはそれでやっているんでしょう。しかし、これは結果としてあらわれないと、どうしようもないんですよね、絵に描いた餅になっちゃって。だから、手段というか手法を、それは村長は慎重意思で、何でもきちっと確かめながらやるという人生観の持ち主だかわからないけれども、しかし、世の中というのはもういつ死ぬかわからない。今生きている人間も、100年もたてばほとんどいなくなっちゃうでしょう。そういうスパンで考えると、後で後でなんていったら死んじまうわけです、死ぬ人はね。ですから、今の課題をやはりきちっと、すぐやるんだと。結果は、それは100%そういうことはないかもしれないけれども、しかし、その心構えとしてはすぐやるんだと。

以前に私申し上げましたが、松戸市の行政のすぐやる課なんていうことを、当時の市長さんが、全く新しいアイデアでそういうことをやっていると。言うなれば、何事もそういう先送りしないで、すぐやるんだと、それがスピードの時代であつて、実は皆さんのが求めていること、ニーズなんです。例えば、あそこの街灯が困っているんだ、カーブが見えなくて困っているんだと、すぐやればいいんですよ、予算が伴うけれども。予算をとっておいたらいいでしょうと。

小さなことだけれども、今年の予算なんかでも、言うなれば、ちょっと乱暴過ぎかもしない、言い方がね。どうでもいいようなところはつけていて、一番住民のニーズが高いところは何ら予算も大してつけないと。これも非常に何か歯がゆい思いがします。私だったらそんなね、もうどーんと予算つけて、どうなんだと、そのぐらいのスピード感を持ってやらなきや、何で住民が税金で、これ公務員に飯を食わせているんだと。要は、役に立てなくてはだめなんだということで、わかりやすく言えば。

村長は私より先輩だから、後輩からこんな説教じみたことは聞きたくないかかもしれないけれども、私は思いのまま言っているだけで、しかし、これは住民の声なんです。ですから、端的に言えば、そういうことです。いろいろ村長も、家畜改良センター、まきば保育園の前の村有地1町歩ぐらいあると。あそこなども再三、議員に問われれば、先端産業を誘致したいんだと。しかし、いつになってもその先端産業の物音が聞こえてこないと。だから、先端産業はそれは理想でいいんですけども、さっさとあらゆるもの、とりあえず何でも住民に資するもの、村が発展する要素であればどんどんやればいいんです。ただ、あそこはそうして、将来先端産業を持ってくるから

とっておくんだとかね。やっぱり、うまいものはすぐ食って、やらないとだめだと。そういう私は物言いで言いますが、本当に残念であるとか、もうこれは行動そのものですね。

私が村長に望みたいのは、いろいろどうのこうのじゃなくて、行動そのもの。そのために、議会議員も、会社で言えばこれは役員でしょう。何でそういう人の意見をどんどん聞いていかないんだと。いや、俺はおめえなんかのそんなの聞いたって、自分でできるんだ、そう言うかもしれないけれども、たまにはいいアイディアもってる人、いっぱいいるんですよ。これは、政治的な考え方云々じゃなくて、やはり我々も議会議員として村民の代表として出ているからには、第一義的には村の人のためになるということを志そうと思っているわけですから、その点は皆同じでしょう。そういう観点に立てば、一緒にどんどんやってほしいなど。

どうも村長は、自分の取り巻きというか、そういう選挙用に付したそういう人たちの、それも結果的にいい答えを出すなら私は構いませんが、しかし、あまり広角的な意見を言う人は少ないんじゃないかなと。やっぱり、世の中を全部俯瞰して、そういうことで広い見地から物を申し上げるとか、真剣に、自分の利害関係じゃなくて、公のことに対して公正な判断をするという人をやはり人選して、これは西郷村民に限られる。広く世界になる、コンサルであろうが、いろんなそういうすぐれた意見を聞いてやればいいんです。西郷在住の誰が、そんな狭い範疇で、いい考えがあるわけがないんです。私は、それもまず指摘しておきます。

それで、先ほど企業立地云々、いろいろ努力していると、そういうことを村長おっしゃいましたが、ここに事例があります。これは新聞に載っています。須賀川市では、とにかく今までの企業の優遇策をね。今まで結構、非常にいい優遇策だったんですが、しかし、それをまたなお一層優遇策を打ち出したと。企業立地に対して非常に、ここに載っておりますが、画期的なことを、相当行政で優遇策を打ち出したと。これいろいろ細かいこと書いてありますが、従来は最大2億円の限度としていたと、それを撤廃する。そして、新たにまた補助金を出すとか、そういう大胆な政策を打ち出したそうです。これは須賀川市に限らずいわきでも、いろんな自治体、その競争でしょう。

そうすると、企業はやはりそういう、私どもの会社が進出するに当たって、何々町村はこういう措置があるんだと、優遇措置。それを当然選びます。だから、やはりあまり熱心でない人は選ばないと、そういう現実があるわけです。そういうことに対して、本当に企業誘致なり、若い人に職場を与えて、この村を発展すると、そういうことがあるならば、当然そういうことをほかの自治体に学んで、まねでも何でもいいから、とにかく飽くなきそういう執念で猛進して、底上げを図っていきたいです。私はこれをもう何回も何回も申し上げて、飽きるほどね。後藤のテーマはいつも同じだなんて言われるかもしれないけれども、私あんまり細々した枝葉末節なことでこういう、言いたくないです。

やはり、1つの幹をつくるなきやならないと。大事な根幹であるインフラ、そういう

う企業の立地、あるいはそういう大枠のことをまず構築しないと、その枝葉であるいろんな施策が、それは幹がなきや枝葉も茂らないわけでしょう、果実ももちろんつくれないと。そういう見地から、私はこれは言っているわけです。その点、もう少し具体的に、先ほど申し上げましたが、そういう優遇措置というか、そういうものがあるんだったら、今考えている、構想にあるんだと、それをお答え願いたいと思います。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　須賀川の例、新聞に出ています。なぜやったかというふうになりますと、やっぱり企業立地補助金というものが平成27年度で終わって、その先どうなるんだろうというふうになると、一部残すのは浜通りを優遇しようと。しかし、会津・中通りについても、少しは担わなければだめだということがあって、少し残るらしいというのが今の形ですが、しかし、やはりもう少し優遇策をつくりましょうといったのが今の須賀川の誘導策だというふうに思っております。

この企業の誘致条例は、今から20年ぐらい前に、ちょうどバブルの終わりころ、やっぱり県中、西郷村も同じものをつくってあります。固定資産税の特別措置で非課税にするとか、無税にするとか、あるいは従業員の活動に対して1人当たり何万円出すとか、そういったことが大体共通項であります。

今言われたのは、少し上乗せしましょうというのが今の須賀川の形であります。ではというふうになりますので、やはり1つは企業誘致が図られて、従業員の職場ができる。同時に、固定資産、償却資産、さらには住民税、あるいは法人事業税といったものが、住民税といったものが入ってくるというふうになりますと、やっぱり初期投資を上回るリターンがあるという前提で進んでいるわけであります。

そうしますと、やはり1つは、地方自治体のみでできませんので、これは経産とか、あるいはその他の復興、今回は福島はそれも入るわけありますが、そういうものの連携をした上でやるというふうに今なっていると思います。

さて、では、西郷村にそういうことがどうなのかというご質問でございます。

かつてということで、企業立地補助金が一番いいときの時期のやつ、この前新聞に出ましたね、5社。既にそれは1億円、2億円ではありません。数十億円規模のものが入っています。同時に、その結果において、もう既に建物ができて、人を採用しているところも出てくることがあって、では西郷というのは何番目ぐらいだろうということもこの前、新聞、全面に出ましたですね、何社かどうか。規模までは書いていなかったわけですが、それは議員ご指摘のとおりです。

では、その上の独自の優遇策をつくったらどうかというお話でございますので、それについては今のいろいろ接觸しているとの末においては、今のご提言の部分が出てくるかもしれません。それがうまく説明できる、あるいは投資よりリターンが大きいといったものが確実であれば、当然やるべきことはやらなければなりませんので、その時期が来たらば、ぜひまた皆様にもご同意いただいて、そういう方向で行くといったこともやっぱり必要だというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君）　12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長なりにそれはやっているんだと、そう言われば、それはそういうふうに信じたいですけれども。しかし、これ比較するのも申しわけないけれども、お隣の白河市なんかは非常に我々から見ると、企業の誘致が盛んに行われていると。同じ、これ本当に隣接した自治体で、大して違わないのに、むしろ西郷のほうが地勢的には非常に有利な位置なのに何でなんだろうと。これは、私だけじゃなくて、多くの人も言っているんですね。非常に残念なんです。

それは、やはり政治の手法が違うんじゃないかと。西郷村は、企業の人があんな嫌いだなんて言う人はあまり聞かないですから、それはやはり働きかけの違い、そういうことがあるんじゃないかと。申し上げたように、もっと積極的にやつたらどうなんだと。

それで、いろいろ、例えば除染にしても、これはもう既に600億円使っているんだと。その中にも、個々の除染、いろいろそれはそれできれいになって、喜んでおられる方がいっぱいいる、それは認めます。その金の使い方も、ある意味では、例えば道路、除染によって使わなきやならない道路、そういうのがあるとする。それは、除染に関する予算ができるでしょう。そのついでながら、そういうのでやっちゃんこよかったです。私はもっとこれ早く言っておけばよかった。

家畜改良センターなんていうのは、それを見越して、あそこで恐らく許可したんでしょうから、あの総延長6キロメートルを全面舗装して、路盤きちっとやってと、これは大変な予算ですよ。これは、ある意味では、私はそういうことで許可したんだと思います。だから、あれと同じ手法ですね。これもっといろんな——予算の使い道が目的外のそういうのはだめだという、そういう縛りがあるんでしょうねけれども。しかし、それでもいろんなことが考えられたので、一部、日本工機のほうに行く道路なんかも新設されたと。

我々なんかもそういう使い勝手は、私たちは全然使わないですけれども、しかし、そういうことも考えないと。これは、それはそれでいいんですけども、とにかくいろんな面において、補助金なんかも、企業立地する、どのような補助金があるのかとか、いろんな真剣に考えて、あると思うんですよね。そういうものを、やはりこれは心の入れ方によって、これは結果はついてくるんじゃないかと。その辺が私は非常にもっと積極的にやれないものかなと。それが、そうすることによって結果がついてくるんだと。要は、何回も申し上げて、戻っちゃいますが、やるか、やらないかの差があるんじゃないかと、こういうことなんですね。

それで、西郷村も行政の移管に、施策の移管にかかわらず、今、地勢的に非常に恵まれていますから、甲子街道沿線なんかも商業施設が張りついてきて、どういう現象が起きていると。やっぱり、商業施設ができるということは、そこに人が集まってる。非常にぎわいが増してきた。金も落ちる、いろんな面で今度は活気が出てくるんですね。やはり、西郷村に住みたいという人が大分いると。恐らく、今度は不動産の開発なんかも活発になってくるんじゃないですか。何よりもこの会津に通じたというのが大きな要因です。

これは、私もいろいろ会津のほうにもたびたび行くんですが、ついでに私聞くんですよ。白河のほう行くのかい。ああ、今、東京へ行くのには白河のインターチェンジ、あそこでおりて行くんだと。もう会津若松の人まで言っているわけです。会津美里・高田、あっちのほうの人、私もいろいろ聞いています。私の家の役場の近くで、ああ、あそこ通っているよと、そういう人がいっぱいいます。今度、私、会津の人が西郷に宅地を求めていると、そういう動きもあるのね。向こうから見ると、雪が少ないし、本当にいいところだなと思っているわけです。我々はここに年中住んでいて、いいところがまだまだわかっていないんです。

であるならば、いろんな政策の発展に資するための手だが、もうどんどんやればやるほど効果を生むんじゃないかと。商業施設が張りついてくる、人が集まる、経済活動が活発になる、行政は何やっているんだと、そういうことに、要するに企業立地でも何でも、セールスポイントが何ぼでもあるわけです。そういう基幹道路というのは、もう整いつつある。ここは本当に浜に行くのにも会津、新潟、もう中間地点ですから、どちらに行ってもいいわけです。だから、政治のかじ取りによって、私はどんどん伸びる余地があると思って、これは他町村の人がうらやむんじゃないか。

また、この話、行ったことの話なんですが、南会津の旧館岩村に行ってきました。そしたら、役場にあるところに店が1つもない。行商の人が来て、そこでばあちゃんが買い物して、私もどんなものだと聞いたわけです。そしたら、1週間に1回来くれると。おばあちゃん八千幾らだか買ってね。その行商のおっちゃんに私聞いて、何軒ぐらい回るんだいと、そしたら35軒ぐらいだと、10軒のときもあると。みんな待っているから、これが生活のライフラインなんですね。スーパーまで行くのに、田島のスーパーに行くと35キロあるんです。ここから須賀川まで行かないと、まともな買い物ができないと。

そうすると、我々はいかに便利なところに住んでいるんだなど。これは、非常に私もふーんと考えさせられるものがありました。道路網は確かに通る。しかし、それが今、いわゆる日本で起きているそういう限界集落、人口はどんどん減っていって、しまいはもう無人化しちゃうと、そういう現実がこの県内でもいっぱい、特に会津地方なんかあると。

我々の西郷村がいかに恵まれているか。ちょっと行けば新幹線に飛び乗って、1時間ちょっと行っちゃうと。だったら、何でそういう、むしろ過疎地では、いくら政治の頭をめぐらさせてても何にも手だてできないと。我々は何をやっているんだと、私はそういうふうに考えます。ですから、そういう日本全国の現実があるわけです。

ここにも西郷村の総合戦略の中で、人口が減っていくんだと、今はピークでしょう。そのための手だてというのがいろいろ書いてありますが、しかし、これも何か抽象的でね。だから、今、前段で申し上げたように、企業は今成功していても、なつかつ連続して革新をやっているわけでしょう。我々はそういうことを全然やっていないわけです、行政というのは。西郷だけがどうのこうのじゃないんです。全部、日本全体、国もそうだと。1つの場当たり主義で、これは公務員は成果を出さんだって給料もら

えるんだから、そんな脅迫的にそういうあがれが動かないんです。

しかし、政治家は、民間、我々はそういう立場に立ってはだめですよね。相反する公務員の諸君と我々はまた違うと。そういう発想でやっていかなかつたら、結果的にどうなつちやうんだと。だから、こういう冊子でいくら立派なことを言ったって、実際やっていることが全然やらなきや、こんなの税金の無駄遣いです。それを私は口うるさく言うんですけども、もう一度お聞きします。

そういう今申し上げたような、いろいろ現実の話をしましたが、村長はどれだけの認識において、危機感なり、問題意識があるのか、その辺お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 危機感のことでございます。

今般示した1万7,000人まで維持できるかという予測の先には、日本は300年たつと80万人になってしまうと、日経新聞にこの前出ていました。やっぱり、何かしなきやならんと、どうするんだといったときは、女性の頑張りに期待するというところがポイントになるだろうと。よって、その一番のお手本はどこだろう。この前、森もとの少子高齢化大臣に聞きましたが、フィンランドだと、北欧だというふうに言っておりました。

では、フィンランド、北欧、スウェーデン、デンマークはどうなっていくんだというふうになりますと、やはり国自体がもうそこに照準を合わせて、そして納税義務の完璧な成立、それからそれをなし得る子育てと教育と職業教育に完璧にシフトし直す、それは国民合意だということがあつてこそ今の北欧型の福祉社会が成立したと。同時に、人材育成とそれから——もともとは違うんですけども、もともとは隣の国が、夜、甲冑を着た馬に乗った軍団がサーベル下げて首切られちゃうから、それをどう迎え撃つかといったときに、やっぱりアーミー、軍隊をつくらなきやだめだ、武器を買わなくちゃだめだと、そこから始まったわけですが、しかし、それをなし得るための財源は、国民一人一人が完璧に納税をする、その社会がちゃんと成立しなければだめ。そのためには、納税する個人、国民の子育て、教育、職業教育までが完璧でなければこれはだめだということに気がついたわけです。そのためにはとなりますと、今や55%の税金、所得税を取られているわけです。それでもいいという国家になるわけです。

今や翻って日本を見てみると、今の国民年金、今のとおり支給していった場合はすぐに破綻する。それをどうやって担保するのかというと、消費税40%まで上げないと、それ全部国民年金に突っ込まなければだめだということが新聞に書いてありました。結局、じゃあ増税できるのかという、そもそも問題にひつかかってくるわけであります。

日本は、相互国家より前に自由主義陣営で資本主義、あるいは修正資本主義、あるいはあるいはいろいろダッヂロールみたいに来ましたが、依然として国家はまだそこまでなってはいけない、まだ自由主義的なことがあってアメリカンドリームがいいだろうと、そういう部分にありながらも、しかし、国の制度においては、今のこの

少子高齢化の問題については、もうちょっと力を入れないとだめですよということにようやく気がついてきたわけであります。

そうしますと、一番の機運というか、西郷村まではそういう危機感を持って事に当たれるのかというふうになるわけであります。ヨーロッパは既になし得て、フランスもそれを追うということですが、事それ以外の先進諸国においては、文明が進むと子どもの数が少なくなってくる、これは統計的に出ている。逆に、発展途上国は子どもが多くて、そして風土病、その他の公衆衛生等について遅れる、それは死亡率が高いと、そのちょうど中間とかに出てくるわけであります。

その危機感たるや、やはり前段いろいろ子育てについて、あるいは親の負担を軽減して、あるいは子どもが十分に成長して、納税の義務を十分に果たしていくという国家とするならば、やはり我々は子どもと子育てと親の負担が変わらるような地方財政の創出をできないかということに実はいくわけであります。入り口論として、この地方創生の中に子どもがいっぱい豊かに生まれるようにということをさらりと書きましたが、実はそういう問題をはらんでいるわけであります。

そのことをやるためにには、議員言っている経済力の問題ですね。地方行政の何たるかは、やっぱり先ほどの限界集落と、それからドラッグストアが役場の前にできるといったことができるといった経済活動、商業は店を出してもお客様がいなければすぐ潰れてしまいます。発展するためには、出店するためにはといいういろんなリサーチをかけて、大丈夫だという1つのやっぱりルールがあるわけです。それに適合する西郷村になってきたということは、やはり今のようなことを考えながら、なおかつ少子あるいはいい人生の高齢化問題に対する措置、考え方、あるいは取り組み、そういうものがうまく生かせなければ、今、議員が言うようにはうまくいかないわけであります。

そういう危機については、やっぱり私たちというか、地方公務員は一般職でもありましたので、これは教育として受けております。やはり、地方公務員制度をどう運用していくかについては、研修を受けたり、あるいはみずから勉強したりということをやって目を広げておりますので、その点についてはさらに危機感を強めてといいますか、そういう対応していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ちょっと、何がなんだかわからなくなってしまったけれども、要はいろいろ村を発展する底上げは何だかと、私は端的に言いましたが、いろいろあるんですね。先ほど触れたように、子育て云々、そんなのも、待機児童があつたらそれをなくせばいいわけですよ、ぱっと。待機児童をなくすために何を手だてをすることも、答えは出ているわけです。施設を増やす、あるいは定員を増やす、そこへ援助する。これがはっきりしているんだから、それをやればいいんです、政治は。

今の現行の日本の政治は、そういうところが、ああだこうだ言って遅々として進まない。だから、みんな困っているわけですよね。そういうことに企業の感覚、そういう決断力を持って、行政も爪のあかでも煎じて飲んでくれよというのが私の言い分な

んです。何でもできない、できない、できることばかり言う。じゃあ、何を政治はやるんだと。これいろいろ申し上げると、まだまだ尽きませんが、今日はここで終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○12番（後藤功君） いいです。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

⑤休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

⑥再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 11番 上田秀人君

1. 介護保険制度改革について
2. 児童館運営について

○ 11番（上田秀人君） 11番、日本共産党の上田秀人です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目、介護保険制度改革についてでありますけれども、この介護保険事業は2000年4月から、「家族介護から社会全体で支える介護」というフレーズで始まりました。そして、今年4月で16年になるというふうに理解をしているところでございます。

この介護保険事業でございますけれども、3年ごとに今改定が行われ、現在、6期目の介護保険事業期間であるというふうにさらに理解をしているところでございます。

この間、さまざまな改定が行われまして、昨年2015年の改定により、総合事業という新しい項目が今回組み込まれることになると示されました。これは、現在の日本が高齢化社会に向かっているとして、持続できる社会保障制度の確立を目指す、このことを目的として何か枠組みを組んだように理解をしているところでございます。

高齢化が進むこと自体は、国は最初からわかっていた話だというふうに私は理解をしているわけであります。国の真の目的は、私が思うには社会保障費の削減、これが最大の目的ではないかというふうに指摘をするところでございます。

国が言う少子高齢化による影響や持続可能な社会保障制度の確立のためというのであれば、今すぐ実効ある少子化対策を行う必要があるというふうに先に申し上げたいと思います。その実効ある少子化対策も行わない、こういったことが、この政治の過ちが、いわゆる今回のこのツケに回ってきているというふうに思うわけであります。

その国の予算に対しても、やはり使い方に大きな問題があるというふうに考えるわけでございます。

このようなことから、あらゆる少子化対策、子育て支援が急務であると、そして今回の保険も含め、安心できる社会保障制度の確立こそが必要であり、そのために予算を組むべきであるというふうに考えるところでございます。

ここで申し上げますけれども、いわゆる高齢化を止めることはできないんです。しかし、少子化は止めることができるわけです。本日、冒頭に7番藤田議員が取り上げましたように、ああいう施策に力を入れることによって少子化は止めることができる。そうすることによって、人口が増えることによって介護を支える分母の方が増えることによって介護負担も少なくなるというふうに理解をするところでございます。

そこで、本題に戻りますけれども、今回の介護保険制度の見直しに伴い、2017年、来年の7月までにですか、各市町村に義務づけられた総合事業について、村としてどのような考え方なのか、また、その対応についてどういう考え方のか。

それと、2番の村が計画する総合事業の全体像、このことについてまずお示しをいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田秀人議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、質問第1の1点目、介護保険総合事業について、村の考え方と対応について。それから、第2点目、村が計画する総合事業の全体像をお示しくださいのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、介護保険事業は介護給付費、介護予防給付費、それから地域支援事業の3つに区分されております。そのうち今回、地域支援事業に総合事業が位置づけをされたところでございます。

先ほど議員のほうからもありましたように、国は、団塊の世代が75歳になる2025年までに、重度な介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。この構築に向け、地域支援事業の見直しを行ったところでございます。

村といたしましても、同様に見直しを図っていくこととしたところでございます。

現在の地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、それから任意事業の3つにより構成されていますが、この中の介護予防事業が介護予防と日常生活への支援等を切れ目なく提供するために、介護予防日常生活支援総合事業としてさらに位置づけをされております。この介護予防日常生活支援総合事業が、先ほど来ご質問にあります総合事業と呼ばれるものでございます。

この総合事業につきましては、市町村が中心となって地域の実情に応じて行うものでございます。本村においても、住民等の多様な主体に参画してもらい、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指していきたいと思っております。

また、村では、第6期介護保険事業計画にもお示ししておりますように、平成30年4月の新しく始まる地域支援事業の完全移行に向けて、この総合事業につきましては平成29年4月から事業を開始すべく現在、準備を進めているところでございます。

そこで、この事業につきまして、もう少し具体的にご説明をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、総合事業は、介護予防日常生活支援サービス事業と、それから一般介護予防事業の2つから構成されております。

まず、1つ目の介護予防日常生活支援サービス事業、既存の介護予防の訪問介護事業者や通所介護事業者を中心にこれらについては実施をしていきたいと、そのように考えております。具体的には、1つ目の介護予防日常生活支援サービス事業でございますが、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、それから介護予防ケアマネジメントの4つから構成されるもので、例えば訪問型サービス、通所型サービスについては、介護予防サービスのうち訪問介護、通所介護から移行する現行相当のサービスのほか、現行相当サービス以外にも多様なサービスを設定していきたい、こ

のように考えております。また、これらのサービスにつきましては、事業所やボランティア等に働きかけて、選択肢が多くなるよう図ってまいりたいと考えております。

さらに、これらのサービスを調整するのが介護予防ケアマネジメントで、地域包括支援センターが中心となって、その人の状態や希望に応じて行っていくものといたします。

2つ目の一般介護予防事業につきましては、今までの予防運動教室等を中心に行っていきたいと考えております。1号被保険者（65歳以上）全ての人を対象に、介護予防の普及啓発や住民主体の介護予防運動に携わる人材の育成支援などを行ってまいります。村では、比較的軽度な方へのサービスとして、今まで村で行っております予防運動教室等を中心として、住民主体のサービス、地域で行っております運動教室や健康教室、サロン等を活用して実施をしていこうと、そのように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、順次実行できる部分から事業を実施していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま説明をいただいたわけですけれども、いわゆる今まで、介護サービスの中で提供されてきた通所、訪問、あとは何ですか、地域ケア、生活支援、この4項目が市町村独自でやるよということになるということですね。だから、これ、最初に言いますけれども、これ法に反していませんか。いわゆるこれ自治事務ですよね。それがなぜ国がこういうふうに介入してくるのかというところにまず疑問を持つところなんです。ここおかしいと思いませんか。

ここで議論しても、国の話なので仕方ないので、さらに進めていきたいと思いますけれども、今おっしゃられたように、地域ケアの会議の実施、あとは居宅介護支援事業の指定権限が県から村のほうに直接移ってくると、いわゆる権限移譲ですよね。

それと、生活支援体制の整備事業、そしてこれからこの事業4つを行う中にあって、事業に伴う費用というのは、国からやれよと、いわゆる法に反するようなことがあって、その伴う費用、例えば会議を行うにしても、権限が移譲されることによっていろんな経費も伴ってくる、この経費に関しては国から何か説明ありますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

地域支援事業につきまして、その財源につきましては上限が定められておりまして、それ以上超える部分については各自治体のほうで持つというような形になっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま説明いただいたんですけれども、通所介護、訪問介護サービス、あと予防給付が介護サービスの中から外されていくと、市町村独自でやれ

よという内容だというふうに、まず戻って理解をするところでございますけれども、まず一番気になるのが、いわゆる介護サービスが全国一律で提供されたきたというふうに私理解をする。それが市町村に落とされるということによって、市町村の裁量によって大きく変わる部分があるんじやないかと思うんです。言うなれば、財政的に余裕があればサービスを大きく提供できる、財政的に厳しければサービスが低下してしまう、そういうことがあるんじやないかというふうに考えますけれども、村の総合事業の中では、その部分というのはどういうふうに考えられていますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

次の質問のほうにもかかわってくるかと思いますが、村のほうとしましては、今、議員おっしゃいましたとおり、サービスが現在行われているサービスからそれを下回るというようなことがないように実施をしていきたい、それが一番の基本としていきたいと考えておるところでございます。

あと、各自治体によりまして、財政力が豊かなところでは確かにそういうような格差が生まれてくるものかとは考えております。私のほうでも、そういう部分は危惧をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま3つ目の質問もしましたわけですが、いわゆる要支援1、2の認定者へのサービスの変化について伺いますということで今、答弁いただきましたので、次の質問に入りたいと思います。

今回の改定に伴い、村の包括ケアなど新しいルールについて伺いますということなんですけれども、この総合事業がどういう内容なのかわからない、十分にまだ村民の方に示されていない、このことによって多くの村民の方が今非常に不安を持たれている、必要な介護サービスを受けることができなくなるんじやないかという声をこの間、多く耳にしているわけです。この不安を早急に払拭することが、私は村の役割の一つでもあるというふうに考えるわけであります。

そこで、さらに伺いたいと思いますけれども、いわゆるこの要支援1、2の認定者の方へのサービス提供に今後変化はないと言っておりますけれども、国が示す事業内容では、サービス類型として4つのパターンが今示されているというふうに理解をするところでございます。

この4つのパターンとしまして、サービス類型①として既存サービス、これまでとおり介護予防サービス、②としてサービスのA、基準緩和サービス、いわゆる基準を緩めて報酬も下げると。③サービスB、住民主体のボランティアなどによる支援型。④としまして、サービスCとして保健師による短期集中予防サービスというふうなことが国から示されていると思うんですけども、村はこれに対してどのようにお考えですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほど議員おっしゃられましたように、多様なサービスということで、それぞれサービスA、B、C等ご質問がございましたが、村でもこちらのサービス、現在のところ具体的に細かく決定いたしておりません。議員がおっしゃられますように、まだ村内の現在サービスを利用されている方々、それから事業者の方々と詳細についての検討中でございますので、まだ具体的にはお示しすることができないんですけれども、こちらにつきましても、この多様なサービスどれぐらいまでできるかにつきましても、まだ私ども把握できていないところでございますので、このようなサービスありますよということが決まり次第、村民の皆様にお示しをしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま、まだ決定していないということで示すことができないというお話でしたけれども、このサービス類型、私先ほど①から④まで、4パターンを示しました。1は既存サービス、これまでどおりの介護予防サービスということで言いました。サービスのAとして基準緩和サービス、要するに基準を緩めて報酬も下げる、これがサービスのA。そして、サービスのB、住民主体のボランティアによる支援。そして、4つ目のサービスC、保健師による短期集中予防サービスと、この4つの中で、私は②番目のサービスA、基準緩和を行って報酬も下げる、このことは村は絶対にやるべきじゃないというふうに考えますけれども、まだ示されない中でのお話になりますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

ただいまの上田議員のご質問につきましては、村としても十分中身を精査しまして対応していきたいと、そのように考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。まだ決まっていないものをここで論議してもなかなか前へ進まないと思いますので、次に移りたいと思います。

今回の改定の一つのポイントとして、要支援1、2の方に対して、予防を目的とした訪問看護や通所リハビリ、福祉用具の貸与は給付として残りますよね。ですから、財源についても、これまでどおり予防給付としての対応であります。しかしながら、予防訪問介護、予防通所介護の2つのサービスがこの総合事業の中に移行されるわけですね。上限金額が設定されて、超えた分に関しては、先ほど答弁ありましたように、村独自の事業負担の対応になるというふうにされていますよね。しかしながら、これよく中身を見ていくと、上乗せ負担分については、大規模災害などで要支援者が増えた場合だけだというふうに限定される可能性もあるというふうに指摘する部分があるでしょう。このことについて村はどのように把握されているか、まず伺いたいと思います。どのようにお考えになっていますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

要支援1、2の方が総合事業に移行した場合の、これデイサービスについてなんですかけれども、現行のサービスの利用の、現行は月単位で金額を出しております。要支援2ですと3,377円ですかけれども、これについて1回当たり422円を単位として採用するということや、回数については週2回を上限とするというような形を案として今のところ考えております。

先ほど申されました国のはうでは上限を超えた部分についてのご質問に関しましては、私どものほうでちょっと把握のほうはしていませんでしたので、申しわけございませんが、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。上限の制限の部分について、まだ国のはうから来ていないということで理解をしたいと思いますけれども、私が漏れ聞こえてきている話によりますと、いわゆるこの上限金額を設定するための根拠はどこに持っていくんだという話だと思うんですけれども、いわゆる前年、今平成27年度ですので、平成26年度の実績が基準になるんじゃないかというふうに言われているんです。しかしながら、ここに国が関与すること自体おかしいと思うんです。先ほど言いましたように、これは自治事務なんです。ですから、西郷独自のやり方で私は基準額を設けておくべきだと思う。そのことについては、担当課長としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

独自の基準をということでございますので、そちらにつきましても今後検討していくたいと、そんなふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。検討してまいりというような、検討していくことでお答えをいただいたわけですけれども、なぜそこにこだわるんだということになると思いますけれども、いわゆる上限金額が設定されてしまうと、実際にそのサービスを必要とする方が増えても、上限金額が決まっていればそれ以上のサービス提供ができなくなってしまう。そうすると、ニーズが増えることによって何をする、サービスを低下させるしかないということになりますよね。こういうことがあっては絶対いけないと思うんです。特に、そのことは注意していただきたいなというふうに申し上げたいと思います。

先ほど来から私、ずっと法に反しているんじゃないかというのをお話ししていますけれども、私はもう常にこのことは考えています。介護保険についても、ずっとそういうふうに考えてきたわけですけれども、いわゆる憲法92条、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治法の本旨に基いて法律でこれを定める。」というふうに規定されています。

さらに、地方自治法の第1条の2、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図るこ

とを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」。そして、その1条の第2項では、国は、前項の規定の趣旨を達成するためとして、国の役割と地方自治の役割について書いてあります。そして最後に、地方公共団体の自主性、自立性が十分発揮されるようにしなければならないというふうに規定されているわけですよね。ですから、先ほど来、私が指摘したこと、十分に注意をしていただきたいなというふうに考えます。

ですから、その上限金額によって、介護サービス、地域支援事業ですか、そこに制限がかかること自体、日本国憲法、地方自治法、そして老人福祉法にも反する考え方だというふうに思います。

老人福祉法に関しては、第4条で、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」。同条第3項では、「老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たつては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。」このように規定されているわけです。

ですから、村はサービスを低下させることは絶対に許されないことだというふうに考えますけれども、もう一度確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

私もそのように思います。やはり、日本は法の国でございますので、そちらの法を守って地方自治体も事業を進めていくと、そういうところが基本だと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今の答弁を聞いて、少し安心しました。

本日冒頭の7番藤田議員の質問に対する答弁の中で、幾つか気になる点がございましたので、ちょっとずれますが、お話しします。

まず、保育園・幼稚園の無料化について、第1子の基準はどこにあるんだということでお話がありました。そのときに、国から指針がないという話がありました。それと、胃がん検診について、国の指示により実施している。あとは、一番最初にあった学校給食、このことに関するきちんとした答弁がされていない。先ほど私言いましたように、いわゆる自治事務だと私は理解をしています、児童福祉の部分で。わかりますか、言っている意味が。幼稚園、保育園、児童福祉の部分に関係しますよね。胃がんの検診、これに関しては住民の福祉を守る。そして、学校教育法、これも拡大解釈しなくとも、いわゆる児童福祉に関係する部分だと思うんです。これは自治事務だから、村独自性でもってやっていく必要があると、強く求めます。

先ほど、課長のほうから答弁をいただいたので、そのことに関してはその方向でいくというふうに理解をして、次の質問に入りたいと思います。

次に、今回改正に伴い、村の地域包括ケアなどの新たなルールについて伺いたいと思いますけれども、地域包括ケアについて、平成25年、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律、この中で、多くの高齢者が望む慣れ親しんだ自宅、地域で過ごしたいという思いに対し、地域の特性や主体性を生かし、住ま

いを中心に医療、介護、生活支援、介護予防など、包括的にケアするとなつておりますけれども、村としては具体的にどのような計画がされているのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今回の改正に伴い、村の地域包括ケアなど新たなルールについて伺いますについてお答えを申し上げます。

地域包括ケアシステムにつきましては、今ほど議員のほうからあつたように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域のシステムのことあります。

西郷村におきましては、西郷村地域包括ケアシステム、高齢者トータルサポートセンターを設置しまして、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には北部、中部、南部の3地区体制を中心設置をいたしております。

また、その地域包括ケアシステムの具体的な内容としましては、既存の介護事業所や病院、それから社会福祉協議会や社会福祉施設、地域の老人クラブ、自治会、ボランティア、NPOなどと連携しまして、先ほど来ございました高齢者が安心して自宅で生活できるような体制づくりを、現在、全てのこれらの体制ができ上がっているかということではございませんので、できる限りこの地域の資源と申しますか、こちらのほうを利用しながら本村の特性に合った体制づくりを進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、計画を、トータルサポートセンターを立ち上げていくと、それによって高齢者の方が慣れ親しんだ自宅や地域で安心して過ごせるための、いわゆる地域ボランティアの組織活動とか、いろんなお話がございました。しかしながら、今、この村の中を見ていると、いわゆる國の方針が悪いと思うんですけれども、個人情報保護とか、そういう部分が先行しちゃってきていると。隣にいる人、例えばお年寄り、70歳ぐらいのお年寄りの方がいても、その人がどういう状況だかわからないというのが今の状況ですよね。

民生委員の方は多分知っているのかなと思うんですけども、そうすると、その壁をどうやって取り壊していくのかというところだと思うんです。言葉ではいいですね、地域全体で支える、私もそうすべきだと思う。昔のお節介でいいと思うんです。ところが、今、それを遮断する形が非常にとられているわけですね。

学校の話もすれば、例えば道を歩いている子どもに「おはよう」と声かけただけで不審者の扱いをされてしまう、そういう世の中になつてきている中で、その壁をどうやって取り壊すのか、その部分、何か村は考えていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のところ、トータルサポートセンターの高齢者の把握に努めているところでございますけれども、そちらの職員は、確かに上田議員おっしゃいますように、名札等、あと身分証明書等を高齢者の方にお見せしても、中にはやっぱり拒否反応をお示しになるという方もいらっしゃるのは事実と聞いておりますので、そういう保護の立場からもありますが、守秘義務は当然職員であれば守らなくてはいけないですけれども、そういう対高齢者となったときの部分についても、もう少し工夫をして、何というんでしょう、その高齢者の方々全員にわかるような形をとっていけたらなとは考えているところでございます。具体的にこれだというのは、今のところは、先ほど申し上げましたように、身分証明書等でやるというのが現在のところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。非常に厳しい答弁ですよね。これは多分答えがなかなか出ないと思います。私もそう思います。多分、逆に私が聞かれても、答えられないと思う。

ボランティア活動という部分で、地域をもう一度見直さなきやならないということはもう多分統一している考え方だと思うんです。このボランティアはボランティアで活動していくのはいいと思うんですけども、いわゆるボランティア活動に携わる方、受ける側と携わる方がもう老老ボランティアになってしまふんじやないかという部分もあるんです。だから、そこもね、先を見据えて、きちんとやっぱり方向を示していくべきやならないというふうに思います。そのことは十分注意していただきたいなというふうに思います。

続きまして、医療と介護の連携強化についてということで、村の考え方を伺いたいと思います。どのようにお考えか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

医療と介護の連携強化とありますが、村での考え方と対応について伺いますについてお答えをいたします。

地域支援事業の枠の中に包括的支援事業があります。これまでの地域包括支援センター事業、それからそのほかに今回、在宅・医療・介護連携の推進が新たに位置づけになったところでございます。これは、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、引き続き住み慣れた地域で生活を送ることができるようにするための事業でございます。

村では、県南地域9市町村及び病院、ケアマネジャー、医師会、歯科医師会、薬剤師会、県南保健福祉事務所と連携しまして、県南地域全体として取り組むこととしたところでございます。単独で行うには医療・介護の連携は非常に限界がございまして、今回、このような形とさせていただきました。

医療と介護の連携の事業には、7つの事業がございます。7つ、地域医療・介護・資源の把握、在宅医療・介護連携課題の抽出と対応策等々ございまして、これら

につきまして白河医師会と委託契約を交わして実施していきたいと、そんなふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま、課長7つと言いましたけれども、8つじゃないんですかね。地域医療・介護サービスの資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、在宅医療・介護連携支援センター、これは仮称ですよね、の運営等、あとは在宅医療、介護サービス等の情報共有支援、在宅医療・介護関係者の研修、24時間365日在宅医療・介護サービス提供体制の構築、地域住民への普及啓発、あと2次医療圏内関係市町村の連携というふうになっていると思ったんですけども、これ私のほうの資料が間違っているのであれば訂正していただきたいなと思うんです。

いわゆる国の今回の方針として進めているのが、要支援を介護保険事業の介護給付から村が実施する総合事業へ移行させるということですね。

最近、国のはうの中央審議会というんですか、その話が漏れ聞こえてきたので、行く行くは介護1、2の認定された方も、この方も総合事業のはうに移行させるような、委員が発言をされているようなことが聞こえてきました。これは正式な話じゃないので、ただ、漏れ聞こえてきたということは、大体その方向に進む可能性もあるのかなというふうに心配するんですけども、国がそういう方針で進めていく中で、そのことがもし実施されることによれば、介護1、2の方も村の総合事業のはうに送り込まれる。さらには、要支援1、2の方も総合事業のはうに移行させることになっていますので、そうなってくると、介護を必要とする方というのは重篤の方が多いというふうに理解するわけです。そうなってきたときに、果たして医療と介護の連携、どのようにとれるのかというところなんです。そこがこれ非常に難しいところだと思います。

今、県南地区全体で取り組みをするということで、村においても厚生病院を中心に、いろんな医療の関係で支援をされているのは十分に理解をしております。ですから、そこは本当に気をつけてやっていただきたいなと思うんです。今、現実にあの病院に入院しても、3か月もすると、病院から強制的に退院してくださいよというふうに促される、そういうことも今あるので、これがきちんと連携がとれていないと、大変な事態になってしまうんじゃないかなというふうに思います。

まず、今の質問の中で気になるところが、在宅医療・介護連携支援センター、こういう運営をするというふうになっていますよね。あと、24時間365日の在宅医療・介護サービスの提供体制を構築するというふうになっているんですけども、このことに対してどのように考えられているのか。具体的な話というのはもうされていますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

詳細につきましては、まだ細かく話をしておりません。そちらにつきまして、これ

から具体的な話が出て——先ほど申し上げました白河医師会との契約につながっていくのかなと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 白河医師会とのお話をされるということはわかりました。今、私聞いたのは、在宅医療と介護連携支援センター、支援をするセンターの運営や24時間365日の在宅医療・介護サービスの提供体制を構築するというふうにこの中にはうたっているんですけれども、このことに関して、実際に村ではどうなのかということなんです。これ1村でやるのか、それとも広域で対応を考えるのか、その辺とちょっと伺いたいんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

支援センターにつきましては、白河市に1つ設けまして、そちらのほうで対応することになっております。また、365日のほうにつきましては、現在のところちょっと把握しておりませんで、大変申しわけございませんが、そういう現在のところの状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。十分に把握をされていないということなんですねども、国が示す案としては、来年の4月からスタート切りなさいよと、遅くても平成30年と。要するに、第7期になるんですか、介護保険の事業計画、その中でスタートできるようにしなさいよということにして、ですから、これは早急に対応しなければならないと思います。

これもやはり、24時間365日の対応なんていうと大変なことだと思います、私は。これに当たるケアマネとか職員の方というのは、もう大変な労力になってくると思います。このことは本当に十分に配慮しなければ大変な問題になってしまうということで、これは早急に緊急課題として対応すべきだなというふうに申し上げます。

先ほど申し上げましたように、入院して今3か月もすると追い出されてしまうと。そういう中で、退院を促されて、実際に次に入れる介護施設なりがない場合にどうしたらいいんだということになりますよね。これに関して、村はどういうような、具体的なお考えってあるのかということなんですねども、いわゆる今の状況を見ていますと、自宅から本当に遠い場所の施設に入所を余儀なくされてしまうとか、もしくは自宅において家族の方が職を離れて介護する、こういうことが今余儀なくされているというふうに理解をしているところであります。

国の、安倍総理が言うように、介護離職者ゼロを目指すということを言っていますけれども、具体的にこのことに関して、村にはどういうお話を来ているのか、伺いたいと思います。具体的に何かお話、来てますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

具体的に村のほうに話が来ているかということでございますが、今のところ把握は

しておりません。ただ、病院から退院する場合に、県南地域で退院支援ルールというルールづくりをしまして、今までですと、病院から退院しますと、そのままといいますか、介護、ちょっと余計悪くなつて、また病院に戻つてくるとか、そういう状態もあったと聞いております。そして、その退院する人を支援するルールつぐりを県南地方で行って、そういう方々を減らそうということは今回の事業として行っていくところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） これも非常に難しい問題かなというふうに思います。これは、施設を増やすことによって、結局は保険料にはね返りが出るということもありますよね。ですから、今のこの介護保険制度というのは、ここで見るよりもう破綻しているというふうに私は理解をするんです。

しかしながら、この制度で今動いていかなければならないという部分があるので、きちんとそこは把握をされて、広域でちゃんと話をされながら、十分に介護を必要とする方にサービスが提供できるようにしていただきたいというふうに申し上げるしかございません。

次の質問といたしまして、特別養護老人ホームの入所基準の原則引き上げについて、このことについて伺いたいと思いますけれども、特養ホームの入所基準が原則要介護3以上と改められまして、要介護1、2の方でも一定の要件が認められれば入所できるというふうになっております。ただし、申し込みがあった場合に、その事情を村は調査をすることというふうになっておりますよね。その調査をする体制づくりというのはもう整えられているのか、伺いたいと思います。

あと、それとあわせて、現在、特養ホームの入所待ちをされている方いらっしゃると思うんですけども、現在、西郷村においてはどのぐらいの方が入所待ちをされているのか、お示しください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

特別養護老人ホームの入所条件の原則引き上げについてお答えをいたします。

国の法改正によって、入所の原則が介護3以上となりまして、入所待ちをされている介護1、2の方については、入所条件のハードルが上がって厳しくなったところでございます。しかしながら、先ほど上田議員からもありましたように、特例条件、介護1、2の方でもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与のもと入所を認めるという項目がございます。平成28年、今年の1月現在で、本村から特養に入所されている方100名いらっしゃいまして、そのうち介護1の方が1名、介護2の方が4名の合計5名の方が、やむを得ない事情に該当されるということで入所をされているところでございます。

このように、入所が可能だという、原則は3以上となっておりますが、介護1、2の方でも事情がある方については入所が可能であるということでございます。今、

特別養護老人ホームの待機者ですけれども、56名いらっしゃいます。それで、そのうち介護1、2が14名の方いらっしゃいますということでございます。ただ、今、介護1、2の方14名ということですので、それ以外の方もいらっしゃいます。施設入所は希望されていても、介護度3以上の方でもまだ希望にかなわないという部分がございますので、その辺のところは対応していかなければいけないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 特養の入所待ちをされている方は56名と、うち14人の方が介護1と2の認定を受けている方だと。これは、先ほど私言ったのは、介護1、2、3以下の方が入所するに当たっては、一定の要件が認められれば入所できることになると、その要件を判断するのは村ですよということですね。村がその調査をするとなっていますよね。この部分をきちんと整理しておかないと、いろんな憶測やいろんな変な話が出てくるわけです。具体的に申せば、権力者の方の知り合いだから、あの人は介護が軽くとも入ったんだとか、いろんな話が出てくる。そこをきちんとしておかないと、事務方は後から苦しくなるんじゃないですか。これは、自分の身を守るためにも、きちんとそこは整理しておいたほうがいいと思います。一番現場に近いところで事務をやっている方なんですから、そこはもう本当に注意をしていただきたいなと思います。

次の質問に入りたいと思います。

続いて、通所介護について伺いますということですけれども、やはりこれも今回の改定で示されたように、通所介護についても制度的に大きく変わったというふうに理解をしているところであります。これについて、現行よりどのように変わったのか、お示しをしていただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

通所介護について伺いますにつきましてお答えをいたします。

先ほども少し触れたところでございますけれども、要支援1、要支援2のサービスのうち、通所介護及び訪問介護が介護予防給付費から地域支援事業に移行されます。今までどおりに、要支援1、2の方で通所介護及び訪問介護を希望する方は、サービスは今までどおり使えるような形です。先ほどご説明申し上げました、要支援2の部分をということでご説明申し上げましたが、介護保険から外されるということではなくて、位置づけが変わったということで捉えていただければと思います。

なお、先ほども申し上げました、これは予防給付だった訪問介護及び通所介護が地域支援事業の中の総合事業として位置づけられるようになったため、こういうような措置となりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。認定者の位置づけが変わったということで今、説明いたしましたけれども、私が心配するのはその先の部分を心配するわけです。先ほど、特養ホームのほうに入所基準が介護3以上の方ですよという話になりましたよね。そして、今現在56名の方が入所待ちをされていると。そうなってきたときに、いわゆる特養に入れないので、通所介護で何とか日を過ごしていくというやり方が今のやり方になっているんじゃないかと思うんです。そのことが、総合事業のほうに移行されることによって、介護サービスからあなた方は違うんだからだめですよとか、そういう方向に持っていくられるんじゃないかというのを心配しているんです。

それと、介護1から介護2の方、この方たちに対しても、いわゆる通所介護に制限がかかるんじゃないかということを心配しているんですけども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、現在、介護1、2の方で通所介護、デイサービスを利用されている方と今回、要支援1、2等で予防通所介護を受けられる方とダブルといいますか、同じ場所に入って、かなり混雑してしまうのではないかと、実は私のほうでもその辺は少し危惧するところで、それらを上手に、同じ場所で同じものではなくて、うまく分けられる方法等を検討しながら、施設が限られていますので、その部分についてはそのような検討しながら、今のところは進めていきたいというふうに考えております。

この後、施設につきましても計画上はございますので、そちらのほうが実現できるということになった場合には、きっちつと分けながらやれるのではないかと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） こういう質問していて、本当に申しわけないなというふうに思っています。介護保険制度と現実のギャップの間に挟まって、本当に苦しいと思います。ですから、今、事務方やっている方は本当に大変だと思います。実際に介護を受けている方よりも、本当につらいんじゃないかというふうに思いますけれども、この介護保険の実態を明らかにするために、もうちょっと頑張っていただければなというふうに思います。

通所介護については、3つに編成され直しましたよね、今回。いわゆる地域密着型通所介護、小規模多機能居宅介護、小規模多機能のサテライト事業所とか、あと大規模大型のサテライト事業所とか、3つに区分けされてきている。しかしながら、これも何年前だけ、介護報酬下がったの。去年だけか。それによって、いわゆる事業者のほうも収入が、収入がって事業所ですから、収入が減った。そのことによって、地域の小型の通所型介護施設が現実に増えてこない。実際に、正直言え、1つ減りましたよね。そういうことによって、ますますこのひずみが大きくなっている。

このことに対して、きちんと村は対応していかなければならないというふうに思います。

これは、ここでどうするこうするは、絶対無理だと思います。いわゆる介護報酬が上がっても、大きいものと小さいもの両方運営する会社は、比較的安定した経営しています。しかしながら、今、村の中を見ていると、小規模なやつなので、なかなか経営は厳しい状況です。その中で働いている方も今、非常に厳しいと思います。

次のその質問に入りたいと思いますけれども、いわゆる介護従事者の待遇改善について伺いますということなんですけれども、これも以前、介護報酬の中のお話で、介護従事者の待遇改善についてお話をしたことがございます。

現在、介護職の賃金について、他の職種と比べて月額で今10万円ぐらい安いと言われています。この10万円低いと言われている職員の方の中で、比較的賃金が高い施設管理者とか、そういう方も含まれての金額なんです。ですから、他の職業の方から見れば、本当にこの介護職員の方の賃金というのは低いというふうに推察されるわけであります。

この中で、先ほど去年という話もありました。2006年に2.4%、昨年4月に2.27%の介護報酬が引き下げられています。これによって、より生活が成り立たない。介護報酬が引き下げられてしまったことにより生活が成り立たない、将来に希望が持てない、こういう理由で介護の現場から離れていく方が今多くいらっしゃいます。これによって、今申し上げましたように、村内の介護施設も影響が出てきている。それによって、介護を必要とする方たちにも影響が出てきているというふうに考えます。

このことに関しては、国に対して介護職員の待遇改善を強く求めるべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

介護従事者の待遇改善等について伺いますについてお答えをいたします。

介護職員の待遇改善加算は、平成27年、昨年の4月から見直されました。議員おただしのとおりであります。介護職員の待遇改善加算は、介護の離職率が高い理由として、仕事の割には賃金が低いなどがあるため、介護の現場に携わる職員に対して、給与面で報いるために創設された加算金でございます。

従前の制度としては、介護職員待遇改善交付金というもので、介護職員常勤加算1人当たり月額平均1万5,000円を交付するという制度でしたけれども、それが介護職員待遇改善加算となり、名称だけでなく、交付金から加算金というように内容も変更されたところでございます。介護職員待遇改善加算は、今回の改正で1万2,000円上昇し、既支給分月額1万5,000円の支給と合わせて、合計で2万7,000円ということになりました。

ただし、実態は厳しいものがあると聞いております。待遇改善加算の施策で全ての介護職員の給料の待遇が改善されればよいと考えておりますけれども、4月の法改正

により、先ほど上田議員のほうからもありましたように、介護報酬が全体で2.27%下げられて、介護事業者の全体の収入が減るなどしたと、そういう事業者が多いと聞いております。それらの事業者におきましては、手当、いわゆるボーナス等で減額分をされている等、もし月額が増えた場合にはボーナス等、逆にボーナス等で増えた部分を手当として出すというようなことをされて、その事態に備えているというようなものも聞いております。

また、この加算につきましては、正職員のみに適用になりますので、それ以外で働いていらっしゃる方は対象外でございます。

今、議員おただしのとおり、職員の待遇が低く、離職する方が増えたり、新たに介護職を希望する方が減っております。ハローワーク等でも求人を出してもなかなか集まってこないというような状態にあるのは、私のほうでも承知をいたしております。このような状況が続くと、これから必要な介護サービスの提供に支障を来すおそれがあるばかりか、利用者に不便をかけるということになってまいりますので、そうなると、やはりさらなる待遇改善に努める必要があることに加えて、イメージアップ、そ職場の環境の改善等が必要になると思います。

村としても、魅力ある介護職場や職場環境を保つためにも、介護従事者の待遇改善や介護報酬の引き上げについて、県や国等に要望していくことはもちろんでありますけれども、また、村独自でできる部分がないかについても検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。非常にいい答弁を今いただいたなというふうに思います。

私のほうでも申し上げたいなと思ったのは、先ほど介護報酬のほうで1万5,000円とか1万2,000円、合わせて2万7,000円の加算という話がありましたけれども、これは以前に指摘しましたように、いわゆるそれまで施設管理者のほうがかなり施設費のほうにかかっている部分が大きかったと。ですから、この加算された分が職員のほうに回るのではなくて、施設のほうで消えている部分があるんじゃないですかということを指摘したことがございます。

ですから、その当時もお話し申し上げたように、施設もちゃんと運営しなければならないわけですから、抜本的に待遇改善をすべきだということを申し上げました。そのことを申し上げた中で今のお話で、いわゆる村独自でもということがありました。さらには、県・国に対して求めていくということで理解をしたいと思います。

続きまして、今回の改正に伴い、自己負担の影響について伺いますということなんですけれども、今回改正されたことによって、自己負担の影響がどのくらい出ているのか、お示ししていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今回の改正に伴い、自己負担分の影響について伺いますについてお答えをいたしま

す。

今まで、介護保険の利用者負担は一律で1割負担となっておりました。例えば、20万円分のサービスを受けたら2万円を負担するというものでございますが、昨年8月から法が改正になりまして、一定以上の所得がある方は2割負担に引き上げられたところでございます。

簡単に申し上げますと、本人の合計所得が160万円以上、年金収入だけでしたらば280万円以上に当たる人が2割負担になっております。村にも2割負担になられた方が若干名いらっしゃいます。3月4日現在で、2割負担になられている方が27名おります。介護の認定されている方637人でいいますと、約4.2%に当たる方でございますが、2割負担となられております。この方々の意見もちょっと拝聴しておりますと、介護を支えられる家族の方からは、ちょっと苦しくなったというようなご意見も頂戴しているところでございます。

また、この2割負担とは別に、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の利用者の中に負担が増える方がいらっしゃいます。住民税が非課税の世帯の人には、食費と部屋代の補助制度がありますけれども、8月からは一定の預貯金がある場合などはその補助を受けられなくなっております。施設に短期間入所するショートステイの場合も、同じ扱いでございます。これは、収入が低くても高額の預貯金がある人もいらっしゃるためで、ご夫婦でしたら合計で2,000万円、単身者の方ですと1,000万円を超えると補助制度の対象外になっております。

加えて、通常特別養護老人ホームに入所の際は、1人世帯になり、その方が非課税であれば対象になっておりましたが、違う世帯でも配偶者がおり、その配偶者の方が課税であると対象外ということになっております。食費と部屋代の補助制度の部分でございます。

村のほうでも、配偶者が課税の方や預貯金で対象外になった方、預貯金の情報を見せたくないなどの理由で申請しない方もいらっしゃいます。そういう方もいらっしゃいますということでございます。ただ、純粋に支払う額が倍増するかというと、決してそればかりではございませんで、介護にも高額介護サービス費という制度がありますので、そういう部分もございますので、ある一定の額を超えた部分は後から支給されるという部分もございますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより3時45分まで休憩いたします。

（午後3時25分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま説明いただいたんですけれども、いわゆる年金収入とその他の所得があれば、それを合算して計算すると、あとは年金だけのと、2段階で判定をするというふうに理解するところでありますけれども、いわゆる何でしょうか、年金だけの方ですと所得の160万円、こういった方がこの2割負担というのは本当に耐えられるのかなと思うんです。

先ほど課長の答弁の中にありましたように、預貯金を取り崩してという話もありましたよね。ここが私すごい、何というか、ひどいことするなと思うんです。いわゆる可処分所得を超えているわけですよね。足りないから預貯金を崩して、生活費に充てている方もいらっしゃるわけです。そこまで計算の中に入れて、この利用料負担を求めてくるということ自体、国はもうとんでもないことをやるなというふうに理解します。ただ、これ以上言っても、課長答弁に困ると思いますので、国に対してはそのこともきちんとやはり伝えるべきだなというふうに思います。これは鬼のやるようなことだと思います。

前から言っているように、年金というのは、年金制度が始まったときに、あなたが老後を安心して暮らせるために年金を積みましょうということで始まりました。そのときの約束は全くもって守られていないわけですね。これは本当に国による私は詐欺行為だというふうに思っています。

今、その該当する方たちが、あなたが65歳、75歳になったころに介護保険が始まりますよと、そしてサービスを受けるときには1割から2割の利用料負担がありますよという説明があって、ずっと年金を積んできた人はいないと思うんですよ、そういう説明は一切なかったわけですから。それがいきなり年とったときに、今度介護保険制度始りますよと。保険料いただきますよ、認定されれば今度利用もできますけれども、利用料いただきます。これはまさに国による詐欺だというふうに思います。そしてまさに、今度は1割負担から2割負担に変えていくということ自体、私はもう絶対納得できない。このことは、村もきちんと国に対して言うべきだというふうに理解をします。

続いて、時間の関係上、介護保険料についてということで伺いたいと思いますけれども、この介護保険料についても、介護保険は第1期の基準額として2,650円で西郷村はスタートしました。当時、半年くらいの激変緩和ということで、保険料をちょっと抑えて始まりました。現在の第6期の基準額では5,700円になっているわけです。まさに倍にもなってきている。この保険料については、以前から私申し上げているように、もう既に村民の方の負担の限界を超えているというふうに理解をするところであります。

また、今回、この質問の中で明らかにしたように、国はこの介護サービスに対してもさらなる制限を設ける。まさに保険あって介護なしの状況になってきた、それが本当に色濃く出てきた、このように考えるわけであります。このような状況のある介護保険料について、国に対して保険料を引き下げる実効ある実施を求めるべきだというふうに考えます。このことに関していかがお考えになりますか。これは村長だと思

ます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今のお話は、そのとおりだというふうに思って聞いておりました。

そもそも介護保険が平成12年に始まるときに、全国町村会等の話では、やはりこの保険者は県でやったほうがいいのではないかと。その場合は、やっぱり国と直接対決するということは、段階的にそのようにやったほうがいいという申し入れをしたんですが、やはり今、国保のスタートと同じく、これは市町村がやるべきだというふうになって今に至ったわけあります。

今回のこの制度が変わっているのも、実は財源の話であります。これは、団塊の世代、私もそうなんですが、急激に2025年問題というのが出てきたということですが、実は議員おただしとおりわかっていたわけです。わかってはいるけれどもできなかつたというのが、これまでの政治のやりとりの結果です。

もっと大きな問題があります。これは、もう既に実は小渕総理のときから、日本の借金1,000兆円超えましたが、あのときは既に何かをしないとこれはもたないですよと言わっていた。それがどうなのかというと、やはり増税はできないといったことから、ここにも実は至っているわけです。

今般、消費税を上げようといった根拠は、やはり扶助費というか、社会保障費の増強のためにというふうに前から言われていたわけでありますが、なかなかこれすらもやっぱり1年半遅れの実施とか、いろいろこの社会情勢になかなか合わせたというか、踏み切れないというか、そういう事態でこうなってきてているわけであります。

では、そういう状況の中において市町村はどうするかということになりますので、やっぱり2,600円から始まったものが、今度のこの次の話で8,000円だったらどうするんだということにもしたとき、本当にできるのかと、5,000円から。ということは、まさにこのご指摘の部分が一番大きな問題で。

今の問題は、年金が物価スライドで上がっていくという前提ではもうなくなった。余計にくれたので減らそうという動きがあって、同時にインフレを誘導しようとしていることからすると、物価は上がっている、正しく逆位相です。この中において、今この介護保険料その他の公共料金に類するものが上がっていったらどうするんだということとこの問題は直結いたしますので、相當に大きな議論になってくると思います。

最終的に市町村の自治体の目標、あるいは村長の使命というのはやっぱり福祉向上になりますので、社会生活ができないというふうに至るようになった場合は、この村の財源をどう使うかということになってきますので、そういう状況をいろいろ勘案しながらやっぱり対応しなければならんと。生活できなくなるということについては、これは許されぬだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いろんなお話、今いただいたんですけども、いわゆるまず国に対して私一番言いたいのは、預かった年金をグリーンピア構想とか、あと

は海外ファンドへの投資とか、いろんな活用しましたよね。それが利潤を出して、年金を後でお返ししますと。しかしながら、ほとんど失敗しましたよね。グリーンピア構想なんてほとんど失敗して、何億円もかけた施設が何百円とか何千円ぐらいの話で払い下げられている。そういう失敗を誰も国は責任をとっていないんです。そういうことをきちんとやはり村長として指摘をしながら、国に対してお年寄りの方たちが安心できる介護保険制度を持っていくための財源を確保すべきだというふうに強く求めるべきだというふうに思います。

時間もないでの、次にいきたいと思うんですけども、そこで今、村長が村の財源の手当てということをお話しさいました。私は以前から申し上げているように、さきに申し上げましたように、もう村民の方の負担の限界を超えてます。本当に切り詰めて切り詰めて、そういう中で保険料を一生懸命納めてくれる。自分の体の痛みを抑えてサービス利用を抑えている。そうせざるを得ない、そういう状況を目の当たりにしている村が、国が実施するまでの間、村独自でこの財源を投入して介護サービスの料金を抑える、そのことによって保険料にもはね返りが出るわけですよね、いいほうの意味でのね。そのことを今すべきだと思いますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　負担と料金の軽減の話については、いろいろやり方があります。

この健康長寿社会ということを目指そうと、1つは介護保険の使い方を減らそうじゃないかと、そういった方向のアプローチの仕方、今回提言しました「からだの学校」その他について。結局、健康でいられる時間を長くして、なるべく保険のお世話にならないような方向も1つ。それからもう一つは、なっちゃんた人についてはしようがないです。これは対応するしかない。その場合にというふうになりますと、両にらみでいった一般財源の使い方、これが次に出てくるだろうというふうに思っております。

1つは、保険料で生活できないという実態をどうするかということもありますが、もう一つのアプローチの仕方もやる、両方から対応する必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君）　　11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君）　　ただいまの答弁では、全然納得できるものではないんです。時間もないでの先に進めていきますけれども、いわゆる保険が、介護保険のボリュームが増えてきたということは、いわゆる健康じゃない人が増えてきているわけですね。それは個人のせいもあります。しかしながら、そういう方が増えたというのは政治の失敗でもあるというふうに私は考えるわけです。村の健康管理、国の健康管理が十分でなかったゆえに、こういうふうに介護保険の必要量が増えてくる、これによって保険料が上がる、サービス料金がかかってくる、こういう失敗をやはり行政としてきちんと穴埋めすべきだというふうに考えます。

ただし、そういう考えがあまり具体的じゃないので、さらに申し上げますけれども、いわゆる平成28年度の一般会計の中で、工業用水道に3,300万円ものお金を入

れますよね財源、一般会計のほうから。企業にはそうやってお金を入れられるけれども、村民に対してはお金を入れられないのかということになります。このことはもう答弁いいです。次に、児童館のほうに入っていきたいと思います。

質問の2番目としまして、児童館運営について伺います。

まず1点目としまして、村内の各小学校入学児童数を学校別にお示しくださいということでお話ししましたけれども、これ口頭で言われても恐らくわからないというか、記録できないと思いますので、担当課のほうにお願いをして、書類で出していただきたいということをお願いしてあります。

よって、議長におかれましては、その資料を配付していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。これは各議員にも配付していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 今、11番上田秀人君より資料の請求がございましたので、それについて資料の配付をしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時56分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時58分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。大変ありがとうございました。

議長におかれまして、資料の配付をお取り計らい、本当にありがとうございます。この資料をもってして、答弁をいただたいというふうにしたいと思います。

平成28年から平成34年入学予定者の人数が一覧表として、各5つの小学校の人数が示されております。次の質問の入学予定者における児童館利用希望者の予想ということなんですねけれども、ほぼこの子どもたちが入ってくる予想でお話をていきたいなというふうに思います。

本当に時間がないので、児童館の設置基準、児童厚生施設の設置基準で村のお考えということありますけれども、これは児童福祉法の中でうたっております。また、厚労省のホームページのほうを見れば、1人当たりどのぐらいのスペースが必要だとかという基準がありますので、それを見ればもう十分に理解できましたので、質問を飛ばしたいと思います。

今、西郷村にある児童館、かなり老朽化している部分もございます。昨年かな、小田倉児童館のほう新たに増設をしました。そういう中で、児童館の更新計画というのは村はどのようにお考えなのか、お示しください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、上田議員のご質問にお答えします。

それで、質問の最後の更新計画ということでございます。先ほど新入児童の入学の一覧表が配付されまして、大体半分が入っている状況でございます。今、保育園の5歳児の入園児童が大体90人ですので、保育園の子どもさんが、もちろんイコールではないんでしょうけれども、大体入るような格好になっているんじゃないかなというふうに推察しているところでございます。

それで、児童館、去年に小田倉児童クラブ室を建設いたしまして、小田倉児童館についてはそれで当分は大丈夫かと思うんですが、熊倉、あとは米、羽太、熊倉につきましては比較的新しいんですが、子どもさんも増えてかなり手狭になっていると、あとは米、羽太等についてもかなり老朽化、あと川谷児童クラブにつきましては地域の運営委員会のほうに補助金でお願いしているところですが、そこについても当然かなり老朽化しているという現実がございます。

今年より、子ども・子育て支援新制度が始まりまして、今までですと3年生までが対象児童だったんですが、6年生までということで申し込み希望も増えましたので、これからはかなり人数が増えていくと思いますので、まず最初はどうしても手狭になっているところ、熊倉なんですが、そちらのほうから整備をしていく、利用者に不便のないような形でやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁をいただきました。子育て支援法の改定によってということでお話しさりました。

ただ、この西郷村においては、児童館、児童クラブというのは規定が曖昧のまま進んできました。そういう中で、内規みたいな感じで3年生まで利用できますよとかという話だったんですけれども、いわゆるこの児童館というふうに名前を変えれば6年生までですよね。そういう曖昧のままでずっと来てしまって、手狭になったということでまた更新計画を立てたということで、熊倉児童館をまず増設をするという計画だというふうに理解をします。では、かなり老朽化の進んでいる米児童館に関しては、どのようなお考えなのかなというふうに思います。

米児童館は、今の米児童館を見ていますと、昔のみずほ保育園の古い園舎を使っているわけですよね。地震のときに、かなり建物にも損傷があったと。ですから、施設の半分近くは使えない部分があるとか、あとはトイレにあっては、職員室を通らないと子どもたちがトイレにいけないというような状況も含まれてきていると、こういった中で、優先順位をつけるというのはどういう観点で、人数が増えたから、利用者が増えることによって優先順位をつけるんだというお考えで理解してよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

優先順位は、利用人数が増えたからということで、確かにそのとおりに考えており

ます。一番の理由は、子どもさん、もちろん狭いところでの利用となると、どうしても事故ということが私たち一番心配するところでありますので、その辺の解消を図つていきたいということを真っ先に考えております。

米の児童クラブ、前のみずほ保育園のところを使っております。確かに、一部道路際、震災で使えなく、今は倉庫がわりにしているんですが、被害のないところにおいては部屋の改修とか、あとトイレの改修とか、そういうことを実施しまして、スペース的にはまだ若干ですが余裕ありますので、そういう形から、優先度合いにつきましては手狭なところからというふうに考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。優先順位をつけること自体、私はわからない。村の子どもというものは全て平等だと私は考えます。そういった中で、財政的な運営もあると思います。しかしながら、なぜ熊倉が優先されるのかなと、それが悪いとかじゃないです。米も並行してやるべきじゃないかと思います。いわゆる米小学校から子どもたちは、村道23号線ですか、あれは。産業道路と言われる交通量の多い部分を渡って、旧みずほ保育園まで行くんですよね、児童館に。その危険性も考えれば、熊倉の児童館の増設と米の児童館も並行してやるべきじゃないかと思いますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

今、県のほうと補助事業等の採択について協議をいたしているところでございます。それは事業の採択、あとは当然、村の財政的な負担もありますので、その辺を照らし合わせて、できればそういう形で進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。県のほうに申請しているということなんですけれども、これは2つ申請されているんですか。事務のほうで見た確認、それだけ確認します。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 申請の協議につきましては、とりあえず、すみません、1か所ということなんですけれども、あとお話の中で、ほかの自治体での取り下げとか、そういうやつがある場合については採択というふうな話もいただいておりますので、そういうことで協議を継続しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。じゃあ、村長のほうに再度伺います。

村の方針として、本当にそれでいいのかということです。子どもが差別されるようなことがあって本当にいいのかということを、最後に確認したいと思います。私は、村の子ども全てが平等に扱われるべきだというふうに思います。ですから、本来であれば、熊倉を増築をする、米の建てかえをする。羽太もかなり古い、だったらこれも

やはり対応に入っていく。川谷についてもやはり見ていくべきだと。

私は、側面からこの児童館というのを時々見せてもらっています。そういった中で、児童館は子どもたちにとって本当に大切な場所なんです。ですから、安心・安全に過ごせるための策を村は早急に対応すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　お考え、そのとおりでいいと思います。やっぱり、子どもは平等だし、それから危険とかなんかについては、当然それは逃げるべきだと。今考えておりますのは、やはり保育料とか第3子とか、少子高齢化の大問題がありますので、この問題についてはやはり相当苦労、私どもも一生懸命りますけれども、国も追いついてくるだろうと、こういう期待があります。同時に、それが進んでいきますと、やはりダブルインカムというのありますか、共稼ぎが増えていくという社会になりますので、保育所あるいは児童館はセットになります。

この児童館を考えましたときに、やはり距離が近い、一番は学校の中にできればいいわけです。そういうこととこれまでの学校運営と、いろいろ協議等を進めてきて、できるところから身近にということで、川谷は校長住宅を使いましたので問題なかつたんですね。そういうことと人数の増え方と、やっぱり老朽化の問題、全てを考えながらということでやります。ただ、言ったとおり、優先順位ということが子どもの平等性を欠くものではないというふうには考えております。

○議長（白岩征治君）　11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君）　最後に、一言だけ申し上げます。

いつも申し上げているように、我々現役世代は我慢できます。しかしながら、私がいつも言っているのは、子どもとお年寄りには我慢させるなど、そういう政治を目指していただきたい、このことを申し付けて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君）　答弁は。

○11番（上田秀人君）　いいです。

○議長（白岩征治君）　11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（白岩征治君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の一般質問は3月14日と、定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時09分）

